

H27.1.9～
パブリックコメント（素案）

南相馬市高齢者総合計画

（第7期高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画）

【計画期間：平成27年度～平成29年度】

平成27年 月

福島県 南相馬市

目 次

第Ⅰ部 総論	1
第1章 高齢者を取り巻く現状と課題	3
1 南相馬市の高齢者の状況	3
2 計画策定に関するアンケート調査結果の概要	6
3 南相馬市の介護・福祉事業の状況	14
4 南相馬市の介護保険事業の状況	18
5 高齢者の介護・福祉に関わる問題点と課題の整理	22
第2章 計画の基本的な考え方	27
1 2025年の人口推計と地域包括ケアシステムのあり方	27
2 計画策定の背景と趣旨	29
3 計画の位置づけと計画期間	31
4 計画の策定体制と進行管理	32
5 計画の基本理念・基本目標と計画の体系	33
6 施策の6つの柱と重点的な取り組み	34
7 日常生活圏域の設定	36
8 計画の体系	38
第Ⅱ部 施策の展開	41
第1章 高齢期の健康づくり、生きがいつくりへの支援	42
1 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進	42
2 高齢者活動団体への支援	43
3 交流や社会参加への支援	43
4 高齢者自身の主体的な健康づくり運動の推進	45
第2章 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援	47
1 高齢者の在宅生活を支える事業	47
2 見守りや緊急時に対応する事業	49
3 高齢者のより良い住環境づくり	51
4 暮らしの安全や防犯・防災への取り組み	54
第3章 高齢者の不安や心配、困りごとに対する支援	55
1 相談しやすい窓口と地域包括ケアの充実	55
2 高齢者虐待防止と権利擁護	58
3 地域包括ケアシステムの構築	59
第4章 介護予防・認知症予防の充実	61
1 健康づくりの支援	61
2 介護予防事業の充実	61
3 認知症早期発見・予防事業の充実	64
4 認知症高齢者ケアの充実	65

第5章 要支援・要介護者に対する支援.....	66
1 介護保険サービスの充実.....	66
2 介護サービスの質の向上	68
3 介護者への支援.....	69
4 制度の公正・適正の維持.....	70
第6章 被災高齢者の支援.....	73
1 市内の被災高齢者への支援	73
2 市外の被災高齢者への支援	74
3 被災施設の復旧、事業再開への支援	75
第Ⅲ部 介護保険事業計画	77

第 I 部 総論

第1章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 南相馬市の高齢者の状況

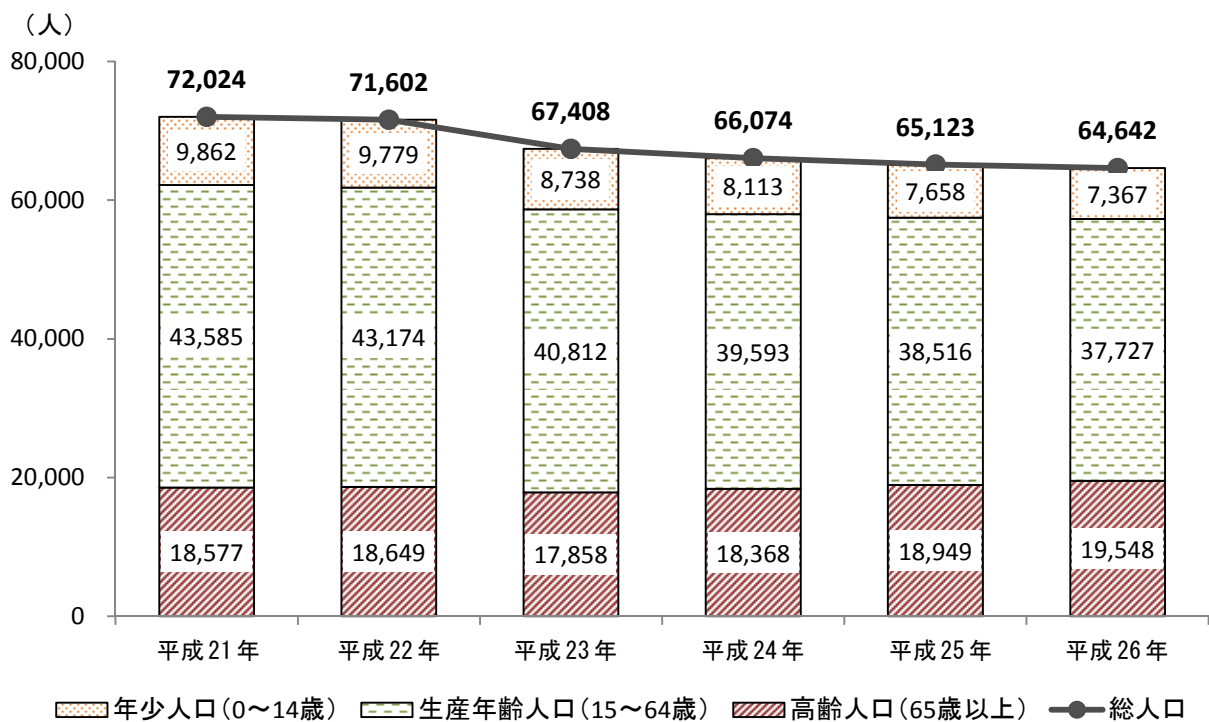
(1) 人口構造と高齢者数の推移

■人口の推移

本市の総人口は近年、減少傾向で推移し、平成23年には震災の影響により大きく減少しました。その後は、微減傾向で推移しています。

一方、65歳以上の高齢人口は、平成23年にいったん減少したものの、それ以降、総人口とは逆に増加傾向で推移しています。

○本市の人口の推移

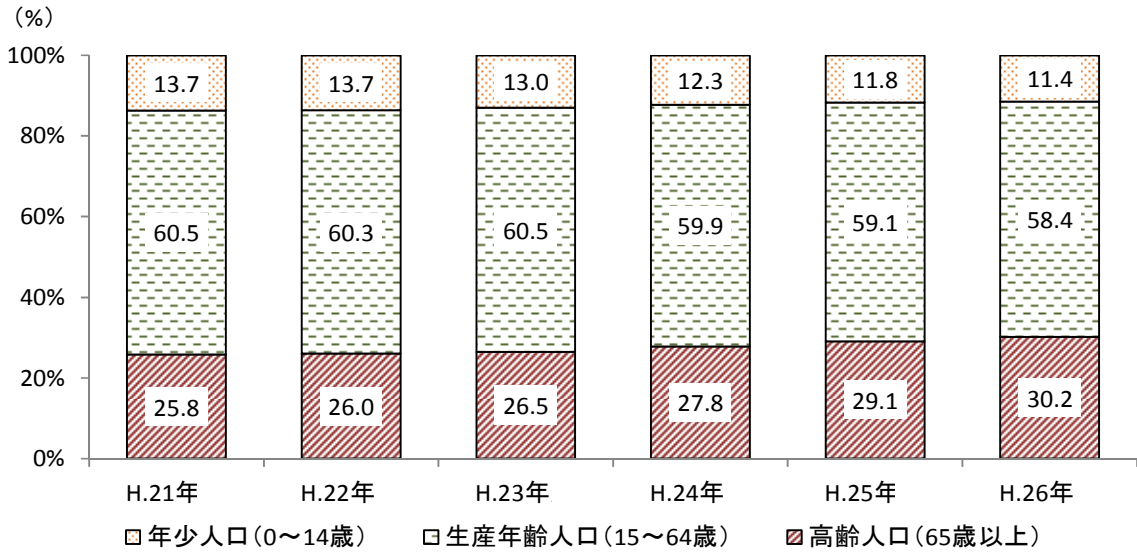


資料：住民基本台帳：各年9月末

■年齢3区分人口構成比の推移

年齢3区分人口構成比の推移は、年少人口と生産年齢人口割合は平成21年以降、一貫して減少傾向にあります。高齢人口割合は増加しています。

○本市の年齢3区分人口構成比の推移



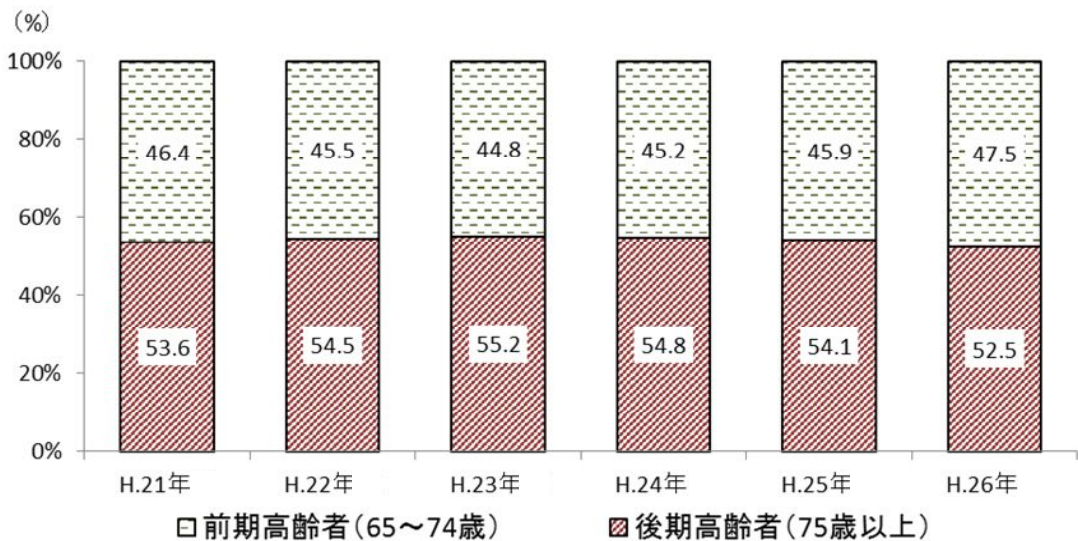
資料：住民基本台帳：各年9月末

■前期・後期高齢者比率の推移

本市の高齢者について、65歳以上75歳未満の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の区分でその推移をみると、平成23年度までは後期高齢者の比率が年々増加していましたが、平成24年度以降は逆に前期高齢者の比率が増加傾向に転じています。

これは、昭和22年～昭和24年生まれのいわゆる「団塊の世代」が前期高齢者となり、後期高齢者となる人数を上回っているため、今後数年は前期高齢者の比率が増加する傾向が続きます。

○本市の前期・後期高齢者比率の推移



資料：住民基本台帳：各年9月末

(2) 高齢者のいる世帯の状況

本市の震災前と平成26年の世帯の状況をみると、総世帯数は減少しているものの、65歳以上の世帯員がいる世帯、65歳以上の単身世帯及び65歳以上のみの世帯ともに増加している状況にあります。

65歳以上の世帯員がいる世帯の増加は、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えたことによるものと考えられ、また、65歳以上単身、65歳以上のみ世帯の増加は、前記に加え震災や原発事故による若年層の市外避難が影響しているものと考えられます。

○本市の世帯の状況

	H23年2月	H26年9月	差(数)
全世帯数	24,002 世帯	23,328 世帯	674 世帯の減少
65歳以上の世帯員がいる世帯	12,730 世帯 (53.0%)	13,266 世帯 (56.9%)	536 世帯の増加 (+3.9 ポイント)
65歳以上の単身世帯	2,515 世帯 (10.5%)	2,971 世帯 (12.7%)	456 世帯の増加 (+2.2 ポイント)
65歳以上のみ世帯	2,103 世帯 (8.8%)	2,484 世帯 (10.6%)	381 世帯の増加 (+1.8 ポイント)

資料：南相馬市情報政策課調べ（H26年9月末現在）

(3) 震災後の高齢者の居住状況

市民の震災後の市内・市外別の居住状況をみると、平成26年9月末現在、人口64,642人のうち、79.1%の51,146人が市内に居住しています。

高齢者に限ると、87.2%にあたる17,055人が市内に居住しており、市内の居住者に占める高齢人口割合は33.3%と、住民基本台帳の高齢人口割合（30.2%）を上回ることから、本市の実質的な高齢化率はさらに高くなっている状況にあります。

○本市住民の市内居住率

区 分	人 口	内 訳		市内居住率
		市内居住	市外居住等	
南相馬市人口	64,642 人	51,146 人	13,496 人	79.1%
うち高齢人口	19,548 人	17,055 人	2,493 人	87.2%
※高齢人口割合	30.2%	33.3%	—	—

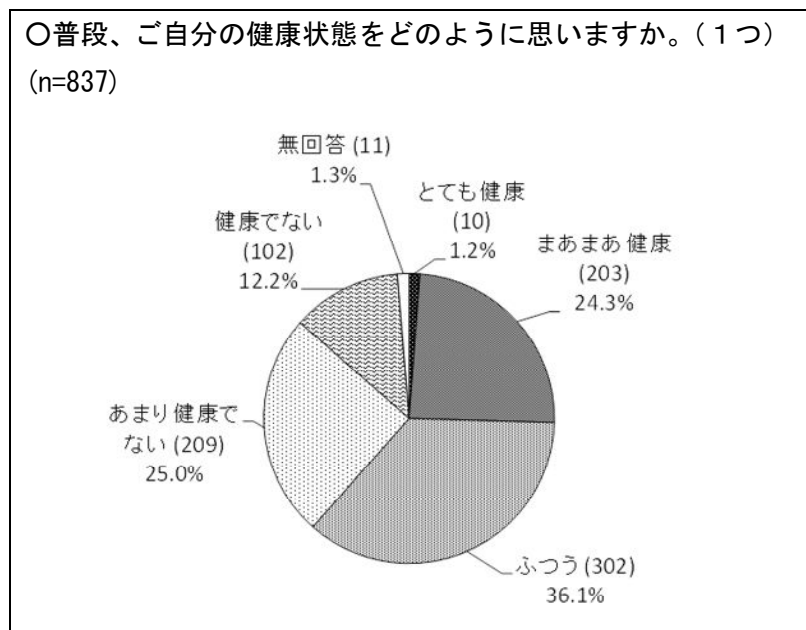
資料：南相馬市企画課調べ（H26年9月末現在）

2 計画策定に関するアンケート調査結果の概要

平成26年11月4日から19日にかけて、南相馬市に住所を有する65歳以上85歳以下の高齢者を無作為に抽出した1,500名に、計画策定に関するアンケート調査（有効回答数837、回収率55.8%）を行いました。この結果の概要は以下のとおりです。

(1) 健康・生きがい・介護予防に関すること

① 健康状態について



『普段の自分の健康状態をどのように思うか』を尋ねたところ、「ふつう」が36.1%で最も多くなっています。

また、健康状態を「あまり健康でない」「健康でない」と思っている人は合わせて37.2%と、「とても健康」「まあまあ健康」と思っている人の合計25.5%を上回っています。

この差は、平成24年11月に実施した前回の調査結果の差より小さくなっています。また、前回は「よい」「まあよい」「ふつう」の回答合計が52.7%であったのに対し、今回は同様の「とても健康」「まあまあ健康」「ふつう」の合計が61.6%と上昇しています。これは前回の「まあよい」11.9%に対して今回の「まあまあ健康」が24.3%とほぼ倍の回答であったことに起因します。生活が落ち着き始め、自分自身が健康であると考えている人が増えてきているものと考えられます。

今回回答		前回回答(同じ内容を示すもの)		差 (今回-前回)	評価
とても健康	1.2%	よい	4.0%	-2.8	多少悪化
まあまあ健康	24.3%	まあよい	11.9%	12.4	大きく改善
ふつう	36.1%	ふつう	36.8%	-0.7	
あまり健康でない	25.0%	あまりよくない	32.3%	-7.3	やや改善
健康でない	12.2%	よくない	9.2%	3.0	多少悪化

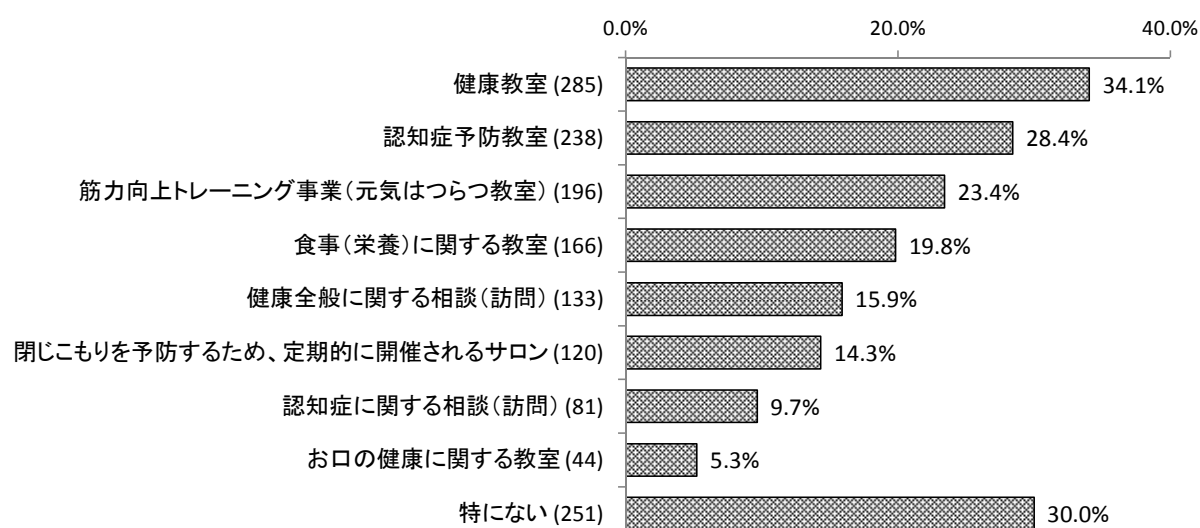
この結果を受け、市では「高齢者の健康づくり、生きがいづくりへの支援」を行うことで、元気な高齢者がこれまで以上に地域で主体的な役割を担い、いきいきと暮らせるよう支援を行ってまいります。

②介護予防教室等への参加意向

『健康づくりや介護予防教室等の利用意向』については、「健康教室」(34.1%)、「認知症予防教室」(28.4%)、「筋力向上トレーニング事業」(23.4%)などが特に多く挙げられています。その一方で、30.0%の人は「特にない」と回答しています。

この結果は前回調査とほぼ同じですが、健康教室が前回と比べ8.2ポイント増加しており、自身の健康に対する関心、意識が高まってきているものと考えられます。

○市では、要介護状態になるのを未然に防ぐため、健康づくりや介護予防の教室などを行っていますが、利用したいと思うものはどれですか。(いくつでも) (n=837)



今回回答		前回回答(同じ内容を示すもの)	
健康教室	34.1%	健康教育・相談	25.9%
認知症予防教室	28.4%	認知症予防事業	30.9%
筋力向上トレーニング事業(元気はつらつ教室)	23.4%	筋力向上トレーニング事業	31.8%
食事(栄養)に関する教室	19.8%	栄養改善事業	14.3%
特にない	30.0%	特にない	27.4%

この結果を受け、市では、前述の「高齢者の健康づくり、生きがいつくりへの支援」のほか、介護予防・認知症予防事業に力を入れていくとともに、個々の事業が参加しやすく、魅力のあるものとなるよう努めてまいります。

(2) 日常生活に関すること

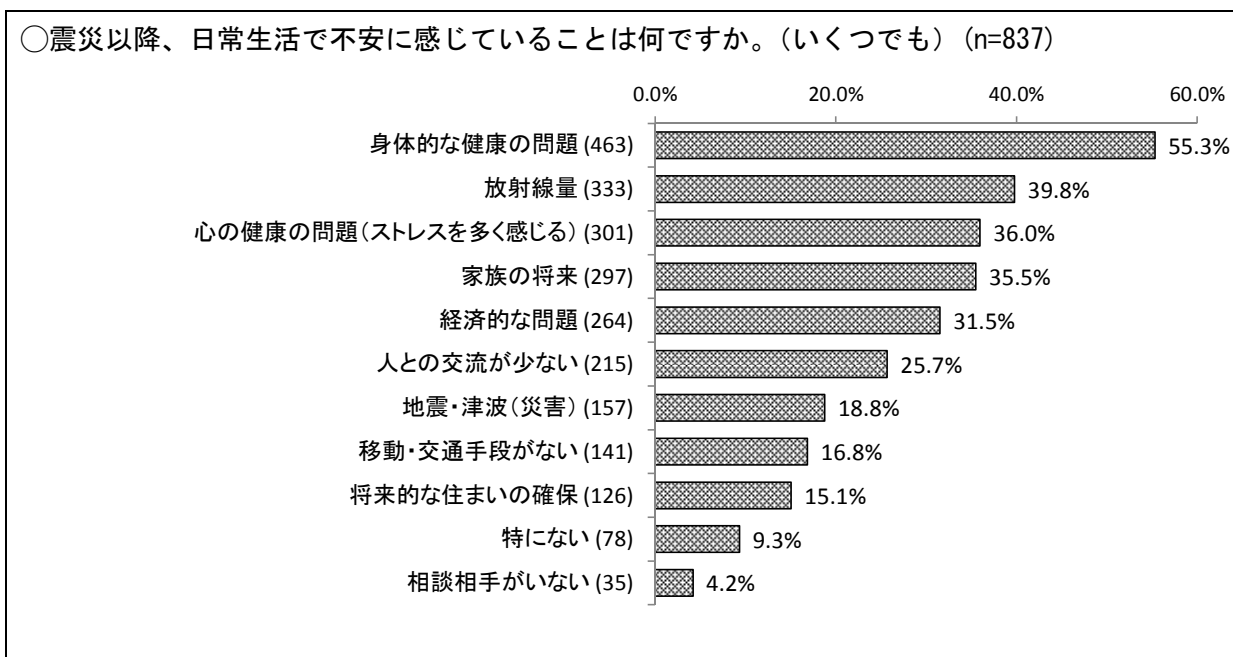
① 日常生活の不安

『震災以降、日常生活で不安に感じていること』を尋ねたところ、「身体的な健康の問題」(55.3%)が特に多く挙げられています。

そのほか、「放射線量」(39.8%)、「心の健康の問題(ストレスを多く感じる)」(36.0%)、「家族の将来」(35.5%)、「経済的な問題」(31.5%)、「人との交流が少ない」(25.7%)なども比較的多くみられます。

この結果は前回調査とほぼ同様ですが、「身体的な健康の問題」(60.0%→55.3%)、「放射線量」(58.5%→39.8%)、「心の健康の問題(ストレスを多く感じる)」(46.2%→36.0%)、「経済的な問題」(33.6%→31.5%)、「人との交流が少ない」(29.2%→25.7%)というように、割合は全般的に減少しています。

なお、「家族の将来」は今回からの回答項目のため比較はできませんが、将来に関する展望が持ちにくいという不安要素が浮き彫りになったものと考えられます。



今回回答		前回回答(同じ内容を示すもの)		差 (今回-前回)	評価
身体的な健康の問題	55.3%	身体的な健康の問題	60.0%	-4.7	多少改善
放射線量	39.8%	放射線量	58.5%	-18.7	大きく改善
心の健康の問題(ストレスを多く感じる)	36.0%	心の健康の問題(ストレスを多く感じる)	46.8%	-10.8	やや改善
家族の将来	35.5%	※前回設問なし			
経済的な問題	31.5%	経済的な問題	33.6%	-2.1	わずかに改善

この結果を受け、市では、介護状態にならないよう介護予防事業に注力するとともに、放射線に関する講演会などを実施し、高齢者の生活上の様々な不安の軽減に努めてまいります。

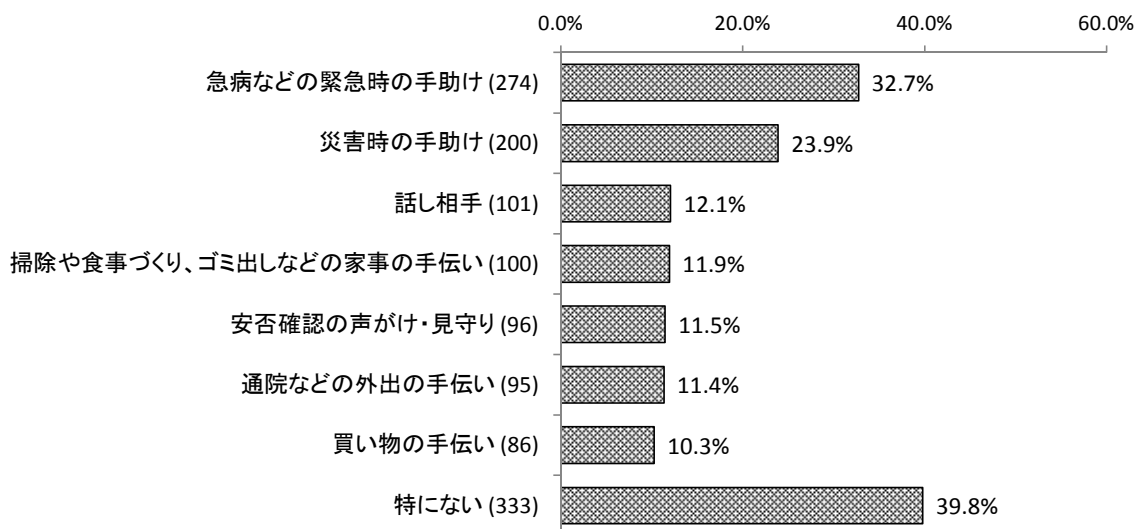
②近所からの手助けについて

『今後、近所の方に協力してもらえたら助かること』を尋ねたところ、「急病などの緊急時の手助け」が32.7%で最も多く挙げられています。

そのほかでは、回答の多い順に、「災害時の手助け」(23.9%)、「話し相手」(12.1%)などの順となっています。

一方、「特にない」は39.8%と、前回調査(30.3%)から9.5ポイント増えており、近所に相談できる人がいない、または自分でできると考える人が増えているものと推測されます。

○今後、近所の方に協力してもらえたら助かることは何ですか。(いくつでも) (n=837)



今回回答		前回回答(同じ内容を示すもの)	
急病などの緊急時の手助け	32.7%	急病などの緊急時の手助け	42.4%
災害時の手助け	23.9%	災害時の手助け	35.3%
話し相手	12.1%	話し相手	19.8%
掃除や食事づくり、ごみ出しなどの家事の手伝い	11.9%	掃除や食事づくり、ごみ出しなどの家事の手伝い	9.1%
安否確認の声かけ・見守り	11.5%	安否確認の声かけ・見守り	25.0%

この結果を受け、市では、見守りや緊急時に対応する事業として緊急通報装置の設置事業や地域での見守り活動に力を入れるとともに、高齢者の不安や心配、困りごとに対する支援を行ってまいります。

(3) 高齢者福祉施策に関すること

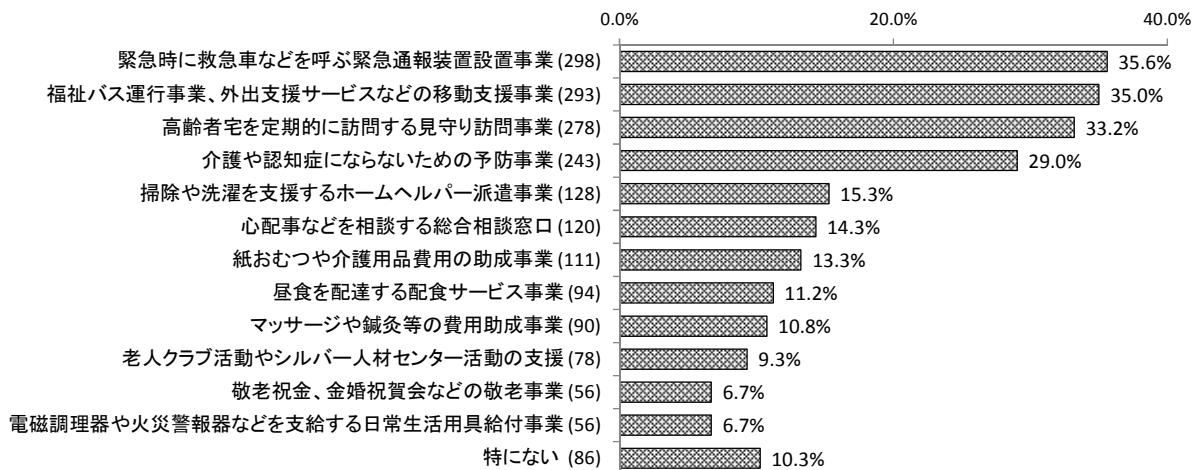
① 市の高齢者福祉事業の重要度

『市の高齢者福祉事業の中で特に重要と思うもの』を尋ねたところ、「緊急時に救急車などを呼ぶ緊急通報装置設置事業」が35.6%で最も多く、以下、回答の多い順に、「福祉バス運行事業、外出支援サービスなど移動支援事業」(35.6%)、「高齢者宅を定期的に訪問する見守り訪問事業」(33.2%)、「介護や認知症にならないための予防事業」(29.0%)などの順となっています。

この結果も、前回調査同様「緊急通報装置設置事業」、「移動支援」が多いということでは同じですが、今回回答項目に加わった「高齢者宅を定期的に訪問する見守り訪問事業」の回答が多かったのが特徴的です。

緊急時における不安や、日常生活を送るうえで不安に思っている高齢者が増えているものと考えられます。

○市の高齢者福祉事業の中で特に重要と思うものはどれですか。(3つまで) (n=837)



今回回答		前回回答(同じ内容を示すもの)	
緊急時に救急車などを呼ぶ緊急通報装置設置事業	35.8%	緊急通報装置貸与事業	25.9%
福祉バス運行事業、外出支援サービスなどの移動支援事業	35.0%	移動支援	25.9%
高齢者宅を定期的に訪問する見守り訪問事業	33.2%	※前回設問なし	
介護や認知症にならないための予防事業	29.0%	健康の維持向上に関する支援	22.4%
掃除や洗濯を支援するホームヘルパー派遣事業	15.3%	軽度生活援助事業	8.4%

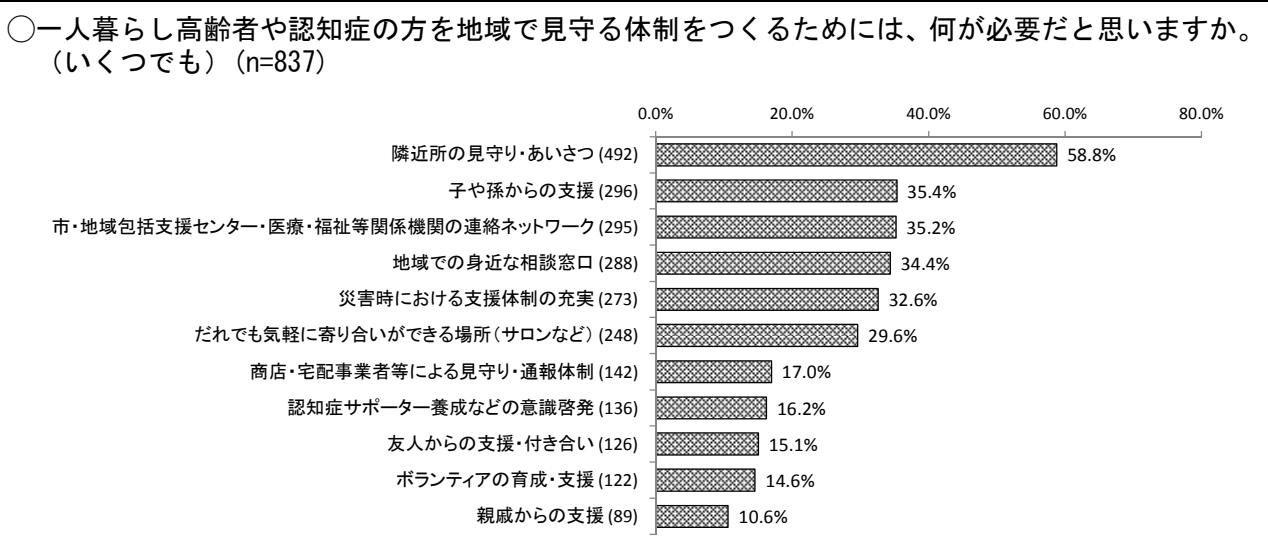
この結果を受け、市では、外出支援や巡回バスの運行を継続し、また、緊急通報装置設置に係る条件緩和を図るとともに、地域や地域包括支援センターなどと連携し、見守り活動の強化に努めてまいります。

②高齢者を見守る体制づくりに必要なこと

『一人暮らし高齢者や認知症の方を地域で見守る体制をつくるために必要なこと』を尋ねたところ、半数以上の58.8%が「隣近所の見守り・あいさつ」を挙げ、最も多くなっています。次いで、「子や孫からの支援」が35.4%で続いています。

この結果も前回調査とほぼ同様ですが、前回42.4%で2番目に多い回答であった「災害時における支援体制の充実」が32.6%に減少し、代わりに「子や孫からの支援」が前回の28.9%から35.4%と6.5ポイントほど上昇しました。

前は震災後1年半後の調査でしたので、災害に対する意識が高かったこと、子や孫からの支援も多かったことが要因であると推測されます。



今回回答		前回回答 (同じ内容を示すもの)	
隣近所の見守り・あいさつ	58.8%	隣近所の見守り・あいさつ	60.0%
子や孫からの支援	35.4%	子や孫からの支援	28.9%
市・包括支援センター・医療・福祉等関係機関の連携ネットワーク	35.2%	市・包括支援センター・医療・福祉等関係機関の連携ネットワーク	36.5%
地域での身近な相談窓口	34.4%	地域での身近な相談窓口	30.8%
災害時における支援体制の充実	32.6%	災害時における支援体制の充実	42.4%

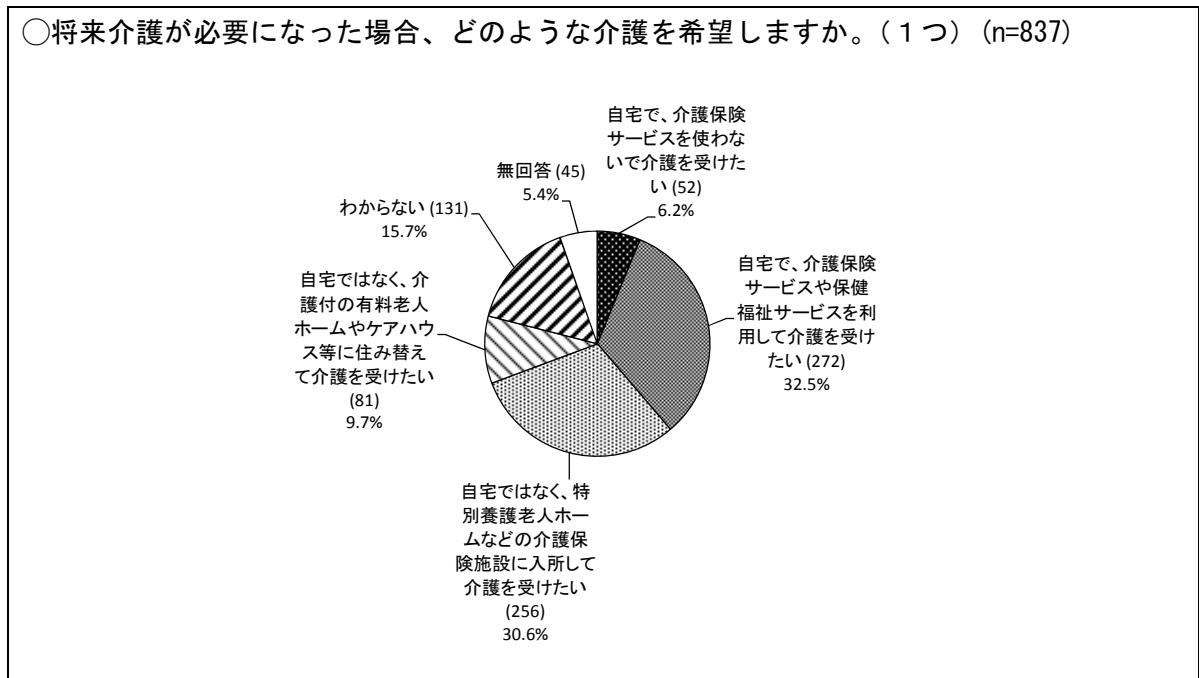
この結果を受け、市では、地域における見守り活動を強化するとともに、災害に対する意識を満ち続けていただくよう啓発を行います。また、高齢者の心配ごとに対する相談事業も充実させていくこととします。

(4) 介護に関すること

① 必要な際の介護に関する希望

『将来介護が必要になった場合、どのような介護を希望するか』を尋ねたところ、「自宅で介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して介護を受けたい」が32.5%で最も多く、次いで、「自宅ではなく、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して介護を受けたい」が30.6%で続いています。

この結果は前回調査とほぼ同じ傾向ですが、「自宅で」が合わせて38.7%（前回41.0%）、「自宅以外で」が合わせて40.3%（前回37.9%）と、自宅以外が高い割合となりました。

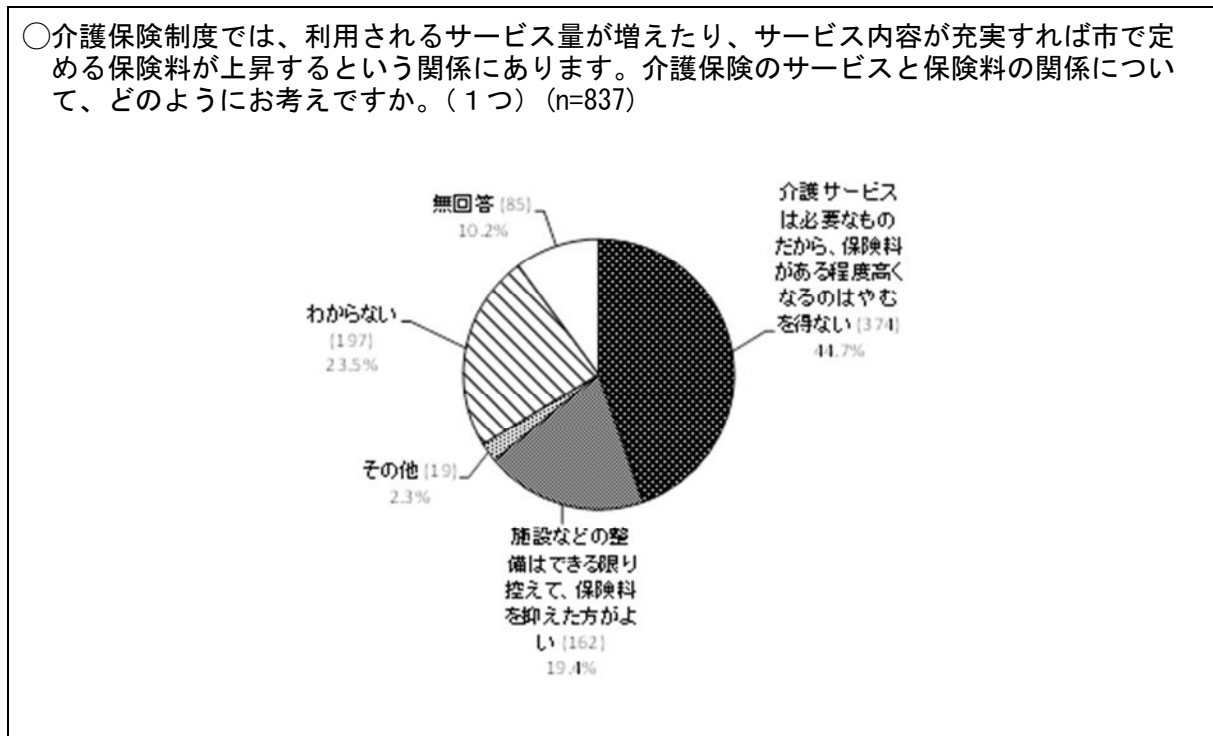


今回回答		前回回答(同じ内容を示すもの)					
自宅で、介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して介護を受けたい	32.5%	自宅計	38.7%	自宅で介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して介護を受けたい	36.1%	自宅計	41.0%
自宅で、介護保険サービスを使わないで介護を受けたい	6.2%			自宅で介護保険サービスを使わないで介護を受けたい	4.9%		
自宅ではなく、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して介護を受けたい	30.6%	自宅以外計	40.3%	特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して介護を受けたい	26.1%	自宅以外計	37.9%
自宅ではなく、介護付の有料老人ホームやケアハウス等に住み替えて介護を受けたい	9.7%			介護付きの有料老人ホームやケアハウス等に住み替えて介護を受けたい	11.8%		

②介護保険料と介護サービスの関係について

『介護保険料と介護サービスの関係について』を尋ねたところ、「介護サービスは必要なものだから、保険料がある程度高くなるのはやむを得ない」が44.7%で最も多く、次いで「施設などの整備はできる限り控えて、保険料を抑えた方がよい」が19.4%で続いています。

この設問は、実質的には二者択一のものですが、前回調査と順位こそ同じでしたが割合が大きく異なりました。前は「介護サービスは必要なものだから、保険料がある程度高くなるのはやむを得ない」は39.7%であったのに対し今回は44.7%で、「施設などの整備はできる限り控えて、保険料を抑えた方がよい」は前回は25.0%であったのに対し今回は19.4%となっていました。すなわち、14.7%であった前回の両者の差が、今回は25.3%と10.6ポイント拡大したことになります。



今回回答		両者の差	前回回答 (同じ内容を示すもの)		両者の差
介護サービスは必要なものだから、保険料がある程度高くなるのはやむを得ない	44.7%	25.3	介護サービスは必要なものだから、保険料がある程度高くなるのはやむを得ない	39.7%	14.7
施設などの整備はできる限り控えて、保険料を抑えた方がよい	19.4%		施設などの整備はできる限り控えて、保険料を抑えた方がよい	25.0%	
わからない	23.5%		わからない	18.8%	

3 南相馬市の介護・福祉事業の状況

本市では様々な介護・福祉事業を展開しており、前計画期間（H24～H26）における主な事業の目標と実施状況を項目ごとにまとめました。

（今期計画（H27～H29）の体系は再編しています。詳細は第2章参照。）

(1) 高齢期の健康づくり・生きがいづくり支援

○当該分野の主な事業の目標と実績

事業名	単位	目標値			実績値		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26
介護予防普及啓発事業	健康教育の実施回数（回）	70	80	90	115	103	100
生活不活発病予防事業 （自由参加型サロン）	参加者数（人）	900	900	900	1,894	1,409	1,500
認知症予防普及啓発事業	参加者数（人）	240	250	260	389	238	270
認知症予防教室	教室参加者数（人）	—	120	120	—	238	120
介護予防サポーター育成支援事業	介護予防サポーターの育成 成人数（人）	20	20	20	32	27	25
筋力向上トレーニング事業	教室参加者数（人）	96	96	96	96	97	96
転倒予防事業	参加者数（人）	30	30	30	15	21	-
閉じこもり予防事業	参加者数（人）	0	30	60	-	-	-
敬老祝金等事業	支給者数 77歳（人）	717	792	800	717	773	756
	支給者数 88歳（人）	323	398	400	323	360	391
	支給者数 99歳（人）	28	29	30	28	21	20
	支給者数 100歳（人）	11	27	29	11	22	17

資料：南相馬市長寿福祉課

※転倒予防事業は事業を見直し、平成26年年度から「複合型介護予防事業」として実施

(2) 高齢期の生活上の不安や困りごとに対する支援

○当該分野の主な事業の目標と実績

事業名	単位	目標値			実績値		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26
認知症サポーター養成事業	養成者数（人）	0	50	80	—	5	150
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	助成件数（件）	20	27	30	21	17	20
住宅改修支援事業	支援件数（件）	36	45	50	35	29	30
車いす同乗軽自動車貸出事業	貸出件数（件）	120	130	140	112	250	306
福祉バス運行事業	運行回数（回）	168	174	179	171	177	245
外出支援サービス事業	運行回数（回）	240	420	440	265	296	181
日常生活用具給付等事業	電磁調理器等	2	5	5	2	1	1
	福祉電話	13	15	15	13	11	12
マッサージ等施術費助成事業	利用者数（人）	220	350	350	212	189	175
配食サービス事業	対象者数（人）	140	150	162	122	103	95
緊急通報装置貸与等事業	貸出台数（台）	220	235	240	211	232	291
軽度生活援助事業	サービス提供時間（時間）	3,150	3,500	3,500	3,108	3,936	4,069
	サービス利用者数（人）	58	60	60	58	82	87

資料：南相馬市長寿福祉課

(3) 要支援・要介護認定者に対する支援

○当該分野の主な事業の目標と実績

事業名	単位	目標値			実績値		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26
制度及びサービスの周知	制度等の広報回数(回)	9	5	5	5	4	5
介護スタッフ等専門人材の養成・確保の支援	養成講座開催回数(回)	—	3	3	—	3	4
	受講者数(人)	—	90	90	—	50	70
介護サービス提供事業者の活動環境の整備	情報交換会の開催(回)	0	1	1	1	1	1
介護支援専門員の資質向上や業務支援	研修会・情報交換会の開催(回)	2	2	2	2	2	2
家族介護教室事業	参加者数(人)	383	390	400	377	517	520
	開催回数(回)	16	16	16	16	16	16
紙おむつ・介護用品助成事業	助成件数(件)	995	1,200	1,250	974	1,076	1,149
家族介護者交流事業	参加者数(人)	98	108	136	98	111	90
	開催回数(回)	6	6	8	7	6	8
地域密着型サービス事業所への指導の実施	実地指導実施割合(%)	0%	50%	50%	43%	50%	0%
要介護認定調査結果の点検	認定調査票の点検割合(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	更新申請者に係るの認定調査の直接実施割合(%)	0%	5%	5%	0%	0%	0%
ケアプランの点検	ケアプランチェックの実施割合(%)	0%	5%	10%	0%	0%	0%
医療情報との突合	縦覧点検の実施回数(回)	0	1	1	0	0	0

資料:南相馬市長寿福祉課

(4) 高齢者が暮らしやすい地域環境づくり

○当該分野の主な事業の目標と実績

事業名	単位	目標値			実績値		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26
養護老人ホームの充実	新規受入者数（人）	10	10	10	10	7	5

資料：南相馬市長寿福祉課

(5) 相談しやすい窓口と地域包括ケアの充実

○当該分野の主な事業の目標と実績

事業名	単位	目標値			実績値		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26
地域実態把握の推進	ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等の実態把握数（件）	1,800	2,000	2,000	2,419	2,934	2,559

資料：南相馬市長寿福祉課

(6) 被災高齢者の支援

○当該分野の主な事業の目標と実績

事業名	単位	目標値			実績値		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26
応急仮設住宅巡回バス運行事業	巡回バス利用者数（人）	4,000	4,500	6,000	4,030	4,558	6,153
仮設住宅等緊急通報設備設置事業	緊通装置設置台数（台）	30	50	100	15	16	18

資料：南相馬市長寿福祉課

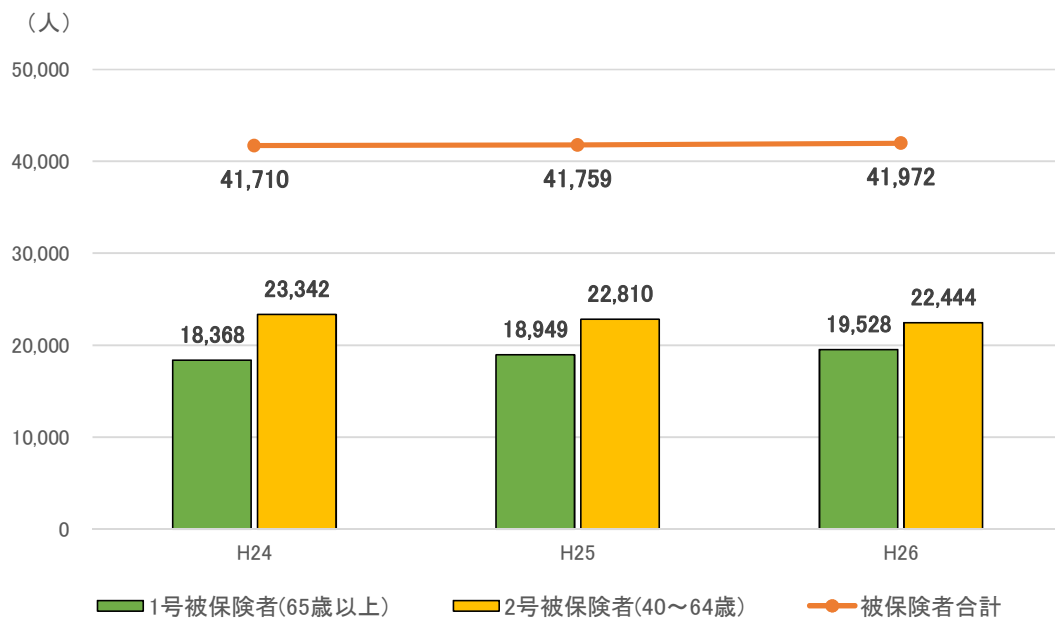
4 南相馬市の介護保険事業の状況

本市の被保険者数の推移、要支援・要介護認定者数の推移、介護給付費の状況、介護保険サービス事業所の状況は次のとおりです。

(1) 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数の推移をみると、平成24年の41,710人から平成26年の41,972人と微増しています。また、被保険者種類別にみると、いずれの年も第2号被保険者（40～64歳）が第1号被保険者（65歳以上）よりも多くなっています。

○南相馬市の介護保険被保険者数の推移



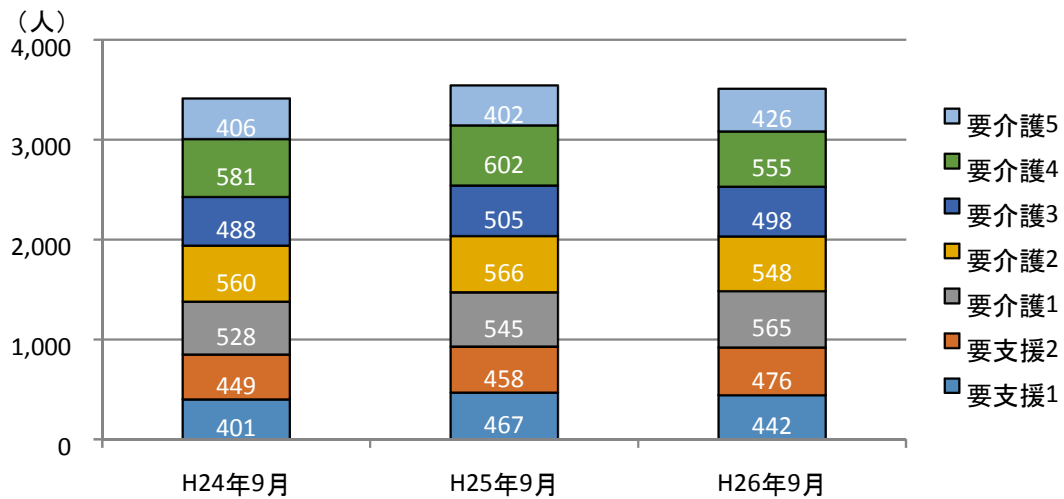
資料：介護保険事業状況報告

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

■ 要介護度別の認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数の要介護度別の構成比をみると、ほぼ同じようなバランスとなっており、要支援2・要介護1の軽度者の人数と割合が微増傾向にあります。

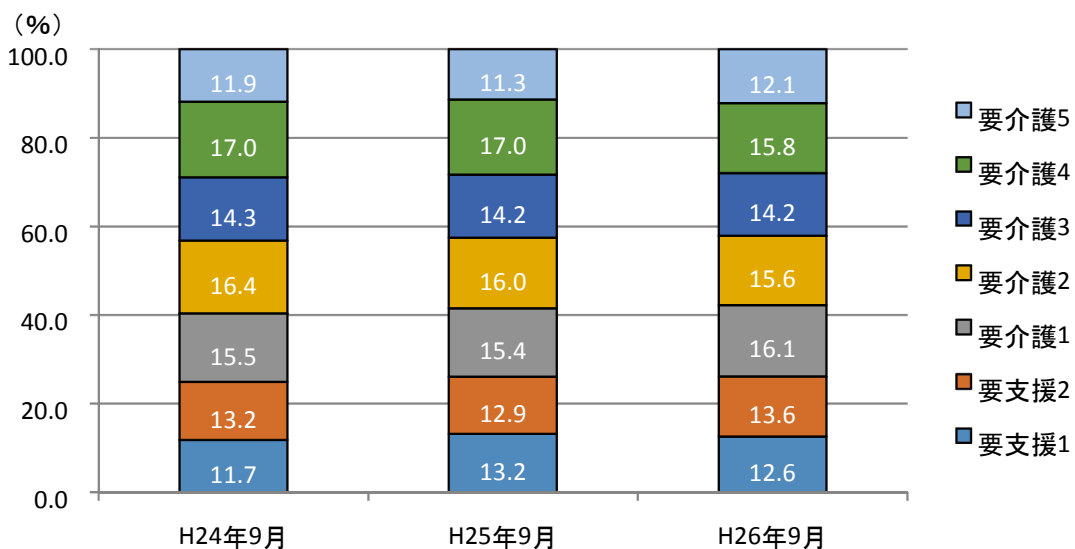
○南相馬市の要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



※各月末日現在

資料：介護保険事業状況報告

○要支援・要介護度別の認定者構成比の推移



※各月末日現在

資料：介護保険事業状況報告

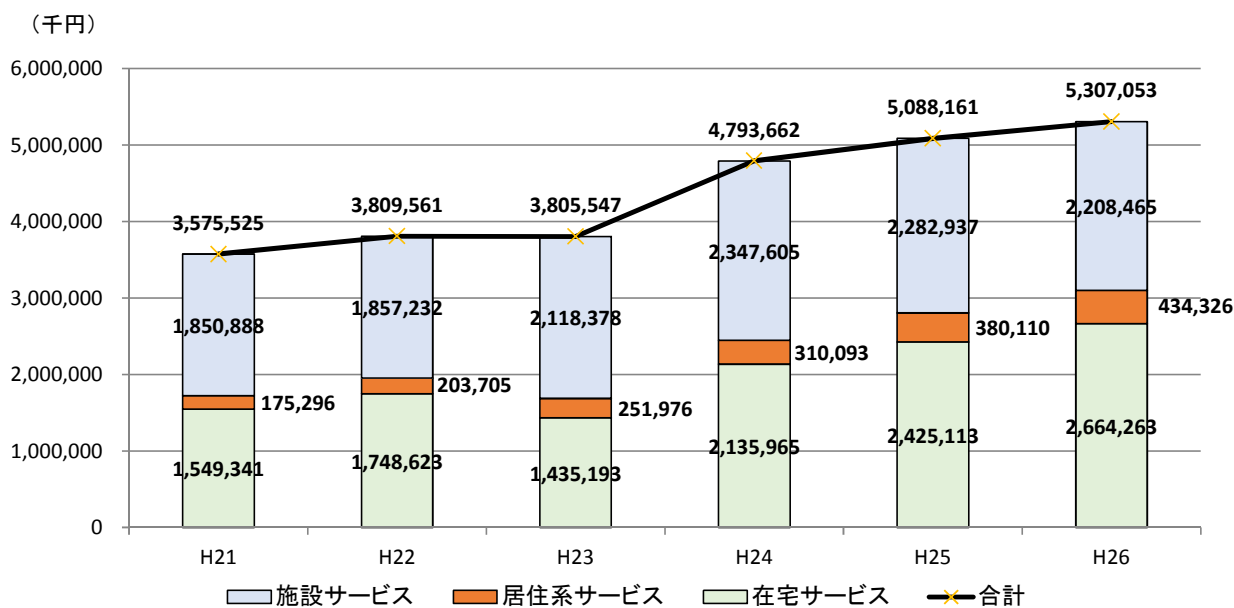
(3) 介護給付費の状況

■ サービス別給付費と構成比の推移

本市の介護保険サービスの利用者数と給付費をみると、平成23年度こそ減少しましたが、平成24年度から再度上昇のトレンドとなり、平成24年度からは、平成22年度までの上昇率を上回る利用者数と給付費となっています。

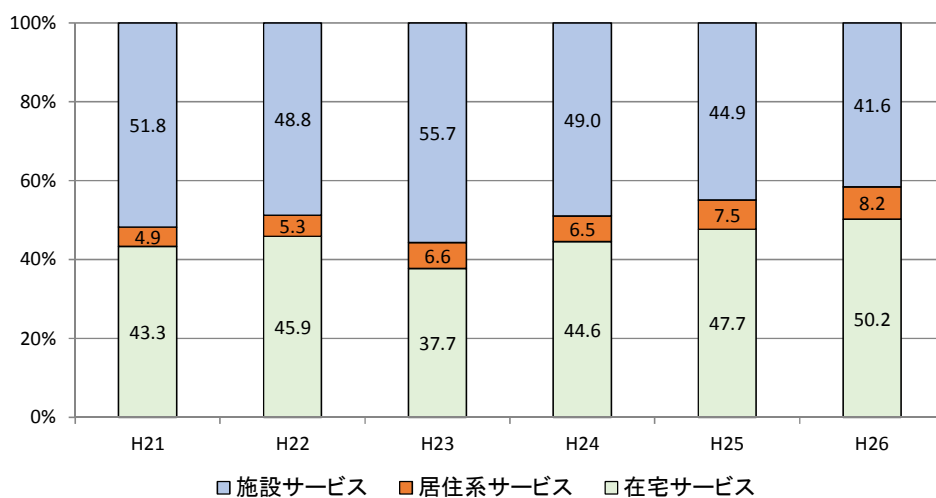
給付費の構成比をみると、平成24年度以降、居宅サービス給付費の構成比は増加を続けています。

サービス別給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

サービス別給付費の構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告

12月末の数値に置換予定

(4) 市内の介護保険サービス事業所(施設)の状況

平成26年11月末現在、本市内に開設中の入居系サービス（介護保険施設と認知症対応型共同生活介護）は計12施設で定員は582人、在宅系サービス（居宅サービスと地域密着型サービス）は計63事業所となっています。いずれも震災前よりサービス提供規模は縮小している状況です。

① 入居系サービス（介護保険施設・認知症対応型共同生活介護（グループホーム））

施設の種類の種類		震災前	震災後			現稼働施設
			新・増設	休止	廃止	
1. 介護老人福祉施設	施設数	5	-	1	-	4
	床数	310	40	50	-	300
2. 介護老人保健施設	施設数	3	-	1	-	2
	床数	258	42	100	-	200
3. 介護療養型医療施設	施設数	2	-	1	-	1
	床数	31	-	21	-	10
4. 認知症対応型共同生活介護	施設数	5	1	1	-	5
	床数	81	18	27	-	72
合計	施設数	15	1	4	-	12
	床数	680	100	198	-	582

長寿福祉課調べ（H26年11月末）

② 居宅系サービス

施設の種類の種類		震災前	震災後			現稼働施設
			新・増設	休止	廃止・統合	
1. 訪問介護	事業所数	13	-	-	3	10
2. 訪問入浴介護	事業所数	4	1	1	1	3
3. 訪問看護	事業所数	5	2	2	-	5
4. 訪問リハビリ	事業所数	-	2	1	-	1
5. 通所介護	施設数	13	5	1	-	17
6. 通所リハビリテーション	施設数	3	-	1	-	2
7. 短期入所生活介護	施設数	5	-	1	-	4
8. 短期入所療養介護	施設数	5	-	3	-	2
9. 認知症対応型通所介護	施設数	3	-	2	-	1
10. 指定居宅介護支援事業者	事業所数	19	3	3	2	17
11. 小規模多機能型居宅介護	事業所数	-	1	-	-	1
合計		70	14	15	6	63

長寿福祉課調べ（H26年11月末）

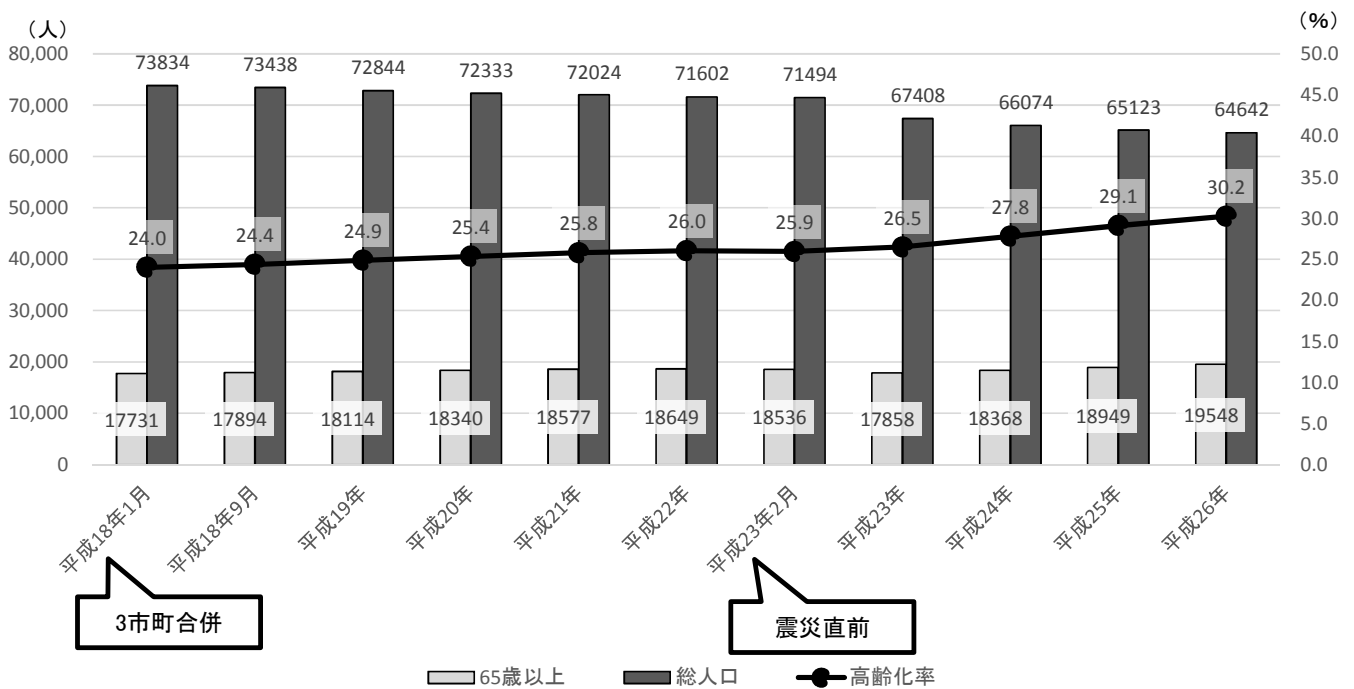
5 高齢者の介護・福祉に関わる問題点・課題点の整理

本市においては、震災や原発事故の影響による単身高齢者・高齢者のみ世帯の増加、医療・介護スタッフ不足や施設入居希望の増加などにより十分な保健医療・介護サービスを提供できない状況が続くなど、高齢者を取り巻く介護・福祉環境は厳しさを増しています。

(1) 高齢化率の上昇

合併時 24.0%だった本市の高齢化率は年々上昇し、震災直前の平成 23 年 2 月では 1.9 ポイントアップの 25.9%となり、平成 26 年 9 月現在では、団塊の世代が高齢期を迎えたことや、震災・原発事故による若年層の市外避難等が相まって、30%を超える高い数値になっています。

総務省統計局が平成 26 年 12 月に発表した人口推計によると、全国の高齢化率は 26.0%（平成 26 年 7 月確定値）、福島県の現住人口調査月報では県全体で 27.8%（平成 26 年 11 月）となっており、これらと比較しても本市の高齢化率は高く、我が国が今後十数年かけて到達すると見込まれる数値に、わずか数年で到達している状況にあります。



資料：住民基本台帳（各年 9 月末）

(2) 介護サービス事業所の介護職員(ヘルパー)不足

本市では現在、入居系施設が12施設(特養4、老健2、介護療養型医療施設1、グループホーム5)稼働していますが、介護療養型医療施設以外の各施設においては、ベッドは空いているものの介護職員(ヘルパー)不足によりフル稼働できないなどの深刻な状況に陥っています。

介護職員(ヘルパー)については、震災直後に比べわずかに増えてはいるものの、震災以前も人員が充足していたわけではなく、施設を運営するために本来必要とされる人員数には及んでいません。

また、鹿島区の特養の増設、小高区の特養・グループホームの再開、原町区の津波被害を受けた老健・グループホームの移転再開を考慮すれば100人を超す規模で人員が不足しており、介護に携わるスタッフの養成・確保が喫緊の課題になっています。

○本市入居系サービスの介護職員(ヘルパー)数の推移

	H23.2	H25.1	H25.4	H25.8	H25.11	H26.2	H26.5	H26.11
特養	73	54	61	64	66	65	59	61
老健	10	11	10	10	12	11	10	14
療養	23	9	12	10	10	10	8	11
GH	29	30	34	33	36	35	34	32
計	135	104	117	117	124	121	111	118

資料：長寿福祉課調べ

(3) 入居系施設への入居希望者の増加

震災以前から入居系施設への入居希望者は多く、各施設の重複申込みを含む単純加算で約1,200人の待機者がいましたが、現在はその2倍近い待機者数となっています。

一方、施設を増やせば介護保険料の増加を招き、また、施設で働く介護スタッフの確保も厳しい状況にあることから、施設の新増設については慎重に判断する必要があります。

○本市入居系施設の待機者の推移

	H23.2	H25.1	H25.4	H25.8	H25.11	H26.2	H26.5	H26.11
特養	824	1,333	1,401	1,510	1,454	1,456	1,507	1,542
老健	285	480	465	529	566	484	439	431
療養	0	0	0	0	0	0	0	1
GH	121	174	251	278	283	276	282	313
計	1,230	1,987	2,117	2,317	2,303	2,216	2,228	2,287

資料：長寿福祉課調べ

(4) 仮設住宅居住の長期化

仮設住宅は平成23年に建設されて以降すでに3年以上が経過し、仮設住宅に居住する高齢者の中には、長引く仮設住宅での生活により、閉じこもりや生活不活発発病の発症、最悪の場合は要介護化・介護認定の重度化、認知症の発症などが懸念され、これらの方々に対する心のケアとともに、運動器機能の維持向上、要介護化の防止・認知症の発病を未然に防ぐ取り組みの推進が課題になっています。

(5) 介護予防・認知症予防

高齢期になっても住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくためには、心の健康・体の健康がともに重要で、高齢期になる前からの心身機能の維持向上が必要です。

心の健康・体の健康の維持増進による健康寿命の延伸のためにも、介護予防事業、認知症の早期発見、認知症予防事業は今後ますます重要度が増してくることから、これらの取り組みを地域ぐるみで推進できるような環境の整備・充実が課題となってきます。

(6) 独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加

震災・原発事故の影響により若い世代が市外へ避難し、高齢者のみが市内に残る、またはいったん避難したものの高齢者だけが帰還しているなどの状況から、独居高齢者・高齢者のみ世帯が増加しており、要介護化等の懸念があります。

また、独居高齢者世帯だけには限りませんが孤独死の心配もあり、高齢者が社会から孤立しないよう社会との関わりを保つ仕組みづくりと、行政や関係機関だけでなく、事業者や地域住民も含め、まち全体で高齢者を見守る環境の整備が必要となっています。

(7) 要支援・要介護認定者の増加

平成26年9月時点での認定者は3,467人と、震災直前から706人増加しており、震災に伴う避難生活等により心身の状況が悪化していることが推測されます。

○本市の認定者の推移

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H23.2	262	328	360	461	348	535	467	2,761
H24.3	356	423	522	562	465	593	452	3,373
H25.3	429	457	527	547	481	563	376	3,380
H26.3	470	467	573	560	523	612	435	3,640
H26.9	421	483	551	554	469	558	431	3,467

資料：長寿福祉課調べ

(8) 地域包括ケアシステム

厚生労働省では、今後も高齢者人口割合が増加し続け、いわゆる「団塊の世代」（概ね昭和24年～26年生まれの方）が75歳以上となる平成37年（2025年）以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加すると見込まれることから、平成37年度を目標に「地域包括ケアシステム」の構築を実現するよう求めています。

ここでいう「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健医療サービス、生活支援サービス、介護予防事業と併せ、高齢者ニーズに沿った住宅の提供とともに、要介護状態となった場合は十分な介護サービスを提供するなど、保健医療・生活支援・介護予防・住まい・介護サービスの各種サービスを一体的に提供するケアシステムのことです。

さらに厚生労働省では、総人口は横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが総人口が減少する地方の市町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じてくるため、「地域包括ケアシステム」は、保険者である市町村が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要としています。

本市では、震災以降、保健医療、介護サービスが十分に提供できない状態が続いており、厚生労働省が提唱する「地域包括ケアシステム」について、本市の実情に沿ったシステムのあり方を検討していく必要があります。

(9) 介護保険財政の逼迫

本市の介護保険財政は、震災以降、要介護（要支援）認定者が増え、介護給付費が増加している状況です。今後も増加することが予想されることから、介護給付準備基金の取り崩しを予定しており、財政は大変厳しい状況にあります。

(10) 介護保険法改正の概要について

① 要支援者向けサービスを市区町村へ事業移管→平成27年4月より

要支援1・2の対象者について介護保険本体の給付（予防給付）から、訪問介護と通所介護を外し、対応するサービスについて地域支援事業に移行され、利用者のニーズ等を把握しながら地域支援事業の再編に取り組むこととなります。

そのため、受け皿の整備等、新しい総合事業へどのように移行していくのが課題となっています。新しい総合事業の実施については平成29年4月までには完全施行することとされていることから、それまでの間に検討・準備を行い、その体制を整える必要があります。

【地域支援事業の内容】

改正前			改正後			
事業名			事業名		類型	
介護予防給付 (要支援1・2)		訪問介護	地域 支 援 事 業	介護予防・日 常生活支援 総合事業 (総合事業)	介護予防・ 生活支援サ ービス事業	訪問型サービス
		通所介護				通所型サービス
地域 支 援 事 業	介護予防事 業	通所型介護予防 事業				生活支援サー ビス
		生活機能評価事 業				介護予防支援事業
		介護予防普及啓 発事業			一般介護予 防事業	介護予防把握事業
		地域介護予防活 動支援事業				介護予防普及啓発 事業
		介護予防一般高 齢者施策評価事 業				地域介護予防活動 支援事業
包括的支援 事業	地域包括支援セン ター	包括的支援 事業			地域包括支援センター	認知症施策の推進
任意事業	家族介護教室、家 族介護者交流事 業、介護用品支給 事業、配食サー ビス事業など	任意事業			家族介護教室、家族介護者交流事 業、介護用品支給事業、配食サー ビス事業など	

②特別養護老人ホームの入所基準の厳格化→平成27年4月より

特別養護老人ホーム（特養）は、現在は要介護1から入所できますが、これからはより介護の必要性の高い「要介護3」以上に限定されます。なお、厳格化の対象は新規の入所者になるため、現在入所されている要介護1～2の方はそのままとなります。

③利用者負担の増加→平成27年8月より

現在、介護保険の利用者負担は一律で1割負担となっています。この利用者負担が、一定以上の所得がある人は、2割負担に引き上げられます。なお引き上げられるのは「単身で280万円以上、夫婦で359万円以上」です。

第2章 計画の基本的な考え方

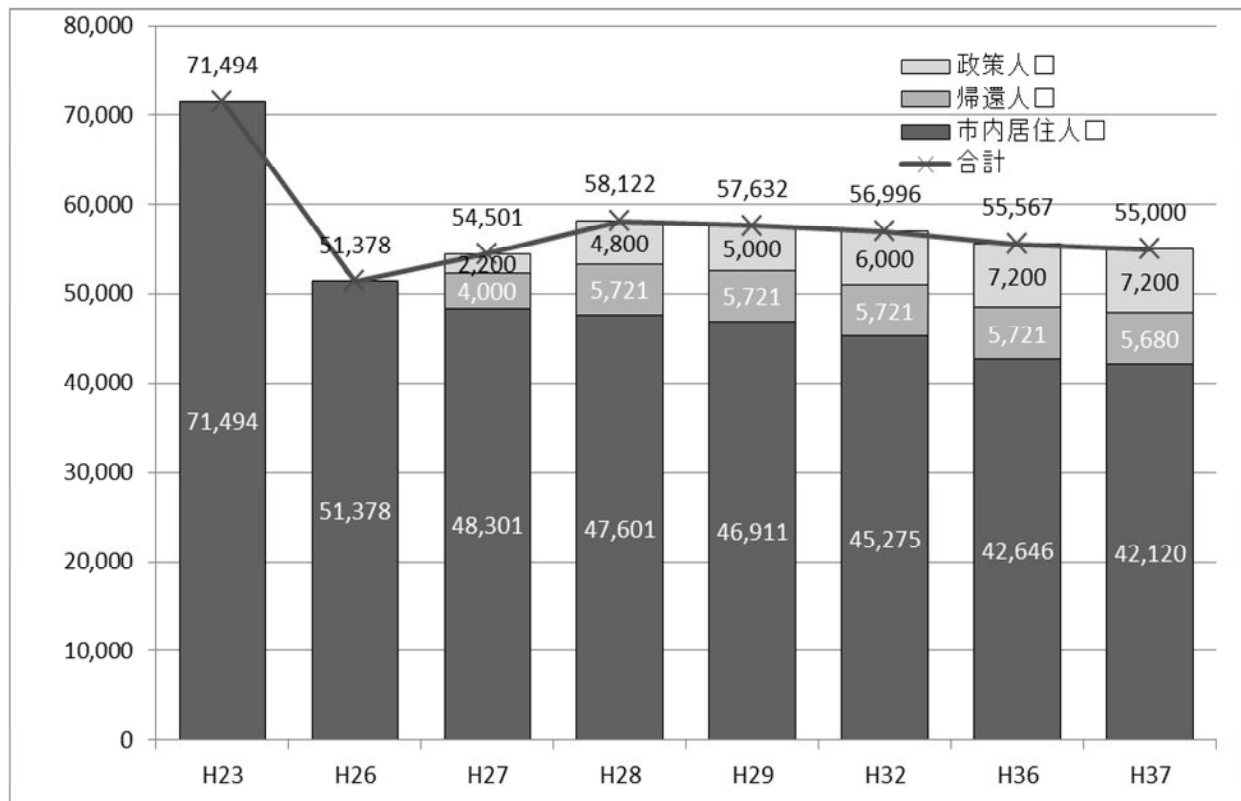
1 2025年の人口推計と地域包括ケアシステムのあり方

○人口推計

本市の最上位計画である「南相馬市復興総合計画」では、目標年度とする平成36年度の総人口を55,567人（目標人口は56,000人以上）と推計しています。

また、同計画では、平成36年度における65歳以上の人口を概ね21,000人と推計しており、高齢化率は40.8%に達するとしています。

復興総合計画の推計人口を基にすると、その翌年に当たる平成37年（2025年）における本市の人口は、概ね55,000人程度と考えられ、高齢化率が同程度と仮定すれば、65歳以上の高齢者は22,000人程度と考えられます。



このような人口構造が想定される中で、地域包括ケアシステムの実現を目指していくためには、自助、共助、公助の社会づくりが必要になります。特に高齢者においては、ときに高齢者自身が支え手であるという意識と、その活力を活かす社会づくりが求められます。

○将来における南相馬市の地域包括ケアシステムのあり方

本市は、現状や人口推計等の資料からもわかるように、「少子・高齢・人口減少社会」の状況にあります。また、東日本大震災と原発事故による被害で、地域コミュニティの脆弱化を余儀なくされました。

しかし、このことは一方で、本市は、我が国の将来像を一足先に経験しているということでもありますので、本市での地域包括ケアシステムをどのように構築し、発展させていくかのプロセスは、他の市町村のモデルとして位置づけられるものと考えることができます。

また、東日本大震災で被災した本市では、人口流出後の地域コミュニティの再構築を余儀なくされていますが、この側面も全国レベルでこれから深刻さを増す、「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされる背景ということもできます。

前述したように、今後 10 年で高齢者人口が 4 割に手が届くほどになることから、高齢者が支えられる側としての属性だけでなく、地域包括ケアシステムの積極的な支え手となることが求められます。

本市では、これまで様々な高齢者福祉・介護事業を展開してきましたが、それを上記の状況に照らして再構成・発展させていき、それを平成 29 年度までに実施が求められる「新しい総合事業」へとつなげていくこととします。



出典：厚生労働省 HP

○南相馬市の現在の姿

平成 23 年 3 月 31 日に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による市民の市外避難により人口減少に拍車がかかり、震災前の予測を大きく上回るペースで人口減少が続いています。

なかでも若年層の市外避難による高齢化率の上昇により、震災前は概ね 4 人に 1 人だった 65 歳以上の高齢者が、現在では 3 人に 1 人となるなど、我が国の十数年後の数値を先取りしているともいえます。

また、医療機関や介護保険事業所も、震災以降スタッフの不足により休止や規模縮小が相次ぎ、十分な保健医療・介護サービスを提供できない状況に陥っています。

○本計画期間内で実施すること

単身高齢者や高齢者のみ世帯など、日常生活を送る上で支援が必要な高齢者が増える中、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、各種の生活支援や保健医療・介護予防などの一体的な提供が欠かせません。

また、高齢者の生活支援には、市からの生活支援だけでなく、地域で活動する多様な担い手に加え、元気な高齢者による共助が必要になります。

本計画期間において市では、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢期を迎える平成 37 年を見据えつつ、市が抱える現状や課題に対応するため、地域包括支援センターやNPOなどの多様な担い手との連携、元気高齢者の活動の支援に加え、できるだけ介護状態にならないよう、介護予防事業に力を注いでいきます。

○南相馬市の平成 37 年の姿

10 年後の南相馬市では、概ね 5 人に 2 人が 65 歳以上の高齢者になると推計されますが、元気な高齢者が生き生きと活躍し、住み慣れた地域で人と人とのつながりの中で安心して生活していることを目指します。

2 計画策定の背景と趣旨

○高齢化の進展と介護保険制度の創設

我が国は、急速な少子・高齢化のトレンドを辿ってきましたが、近年ではこれに「人口減少」の要素も加わり、「少子・超高齢・人口減少」の社会構造が進んできており、この傾向は当面の間続くことが推測されています。

このような高齢社会の到来を踏まえて、平成 12 年 4 月に施行された介護保険制度は、当初こそその定着が不安視されましたが、瞬く間に我が国の社会に定着し、平成 26 年の現在に至るまで、利用者の拡大とともに、サービスの量も拡大してきました。

すなわち、将来の社会に対応すべく介護保険が創設され、その定着が実現したことは政策として一定の成功を収めたといえます。

○介護保険制度の課題

しかし、介護サービスの受給者の拡大は、介護保険制度の持続可能性をも揺るがす事態になってきました。それを受け、介護保険制度も改正を重ね、要介護等の状態になることの予防の重要性が謳われるようになりました。平成 26 年度の法改正では、それがより強調されるとともに、「地域包括ケアシステム」の構築をめざすことが方向性として確立されました。

介護保険は、地域保険として、それぞれの地域にふさわしい事業展開が当初から期待された制度でしたが、今回の法改正では、それがより鮮明化され、市町村の役割の拡大も明確にされました。

これは、平成 37 年のいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる将来を見据えてのことです。たとえ要介護等の状態になっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において個々の実情に応じて自立した日常生活を営むことができる社会を、それぞれの地域で作り出すことが、豊かな地域社会を構築につながるという理念に立ったものです。

○高齢者の生活を支援する福祉のまちづくり

本計画は、南相馬市において、このような地域社会を実現することを目的に策定するものです。本市では、平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響がいまだ影を落としています。

第 6 期を迎えた本計画は、震災後の本市の状況や高齢者の現状、介護・福祉に関する将来的な動向等を踏まえながら、高齢者福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図り、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で安心した生活を送ることができるまちづくりの推進のために策定し、実行していくためのものです。

3 計画の位置づけと計画期間

(1) 根拠法令等

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を、「南相馬市高齢者総合計画」として策定するものです。

(2) 他の計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である南相馬市復興総合計画の部門別計画として位置づけ、国及び県の指針や計画を踏まえた上で、南相馬市地域福祉計画などの市の諸計画との整合性を図りながら策定します。

(3) 計画の期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画（高齢者福祉計画）は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、計画期間は3年間となります。

前期は本来、平成23年度に新たな計画（平成24年度～平成26年度）の策定を行う予定としておりましたが、東日本大震災等の影響により、計画策定が困難な状況にあったことから、従来計画を1年間延長し、実施事業の一部見直しと震災対応等の必要な事業や施設整備計画の追加等により暫定的な対応をとりました。

本計画はそのような経緯を経て、新たに他の市町村と足並みを揃えて、開始年度を平成27年、目標年度を平成29年度とした計画といたします。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	...	平成37年度
第5期高齢者福祉計画／第4期介護保険事業計画			(暫定版)	第6期高齢者福祉計画／第5期介護保険事業計画		第7期高齢者福祉計画／第6期介護保険事業計画			平成37年を見据えて策定	

4 計画の策定体制と進行管理

(1) 計画の策定体制

① 計画策定懇談会

南相馬市高齢者総合計画策定懇談会を設置し、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、関係団体の代表、さらには被保険者を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、様々な見地から計画案を検討します。

② 部会の設置

計画を策定するにあたり、上記懇談会に、高齢者支援部会、介護予防部会及び介護保険部会の3つの部会を設置し、それぞれの領域における検討課題や目標の設定等について検討します。

③ アンケート調査

計画を策定するにあたり、高齢者の日常生活の状況、介護予防に対する意識、福祉・介護保険事業に関する意見などを把握し、計画づくりの資料とし活用するためアンケート調査を実施します。

④ パブリックコメント

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行います。

(2) 計画の進行管理

① 計画の周知

計画を推進していくためには、市民に計画の内容を理解していただくことが第一です。そのため、広報紙やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。また、介護保険サービスをはじめ、地域支援事業、市の福祉サービスの内容に関する情報提供に努めます。

② 計画の点検・評価・改善

本計画の事業実施期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年です。ただし、最終年度である29年4月までに法改正に基づく「新しい総合事業」の再編、実施が求められています。

また、本計画書でも再三触れているように、介護保険制度は財政的な側面からその持続可能性が危惧されています。そこで国は、平成37年(2025年)を見据えて第6期事業計画を策定するよう求めています。

これらのことから、本計画の推進にあたっては、「持続可能な地域包括ケアシステムの構築」という観点から、点検・評価・改善の取り組みを行っていくこととします。

5 計画の基本理念・基本目標と計画の体系

(1) 計画の基本理念

本計画における基本理念は、本市の最上位計画である「南相馬市復興総合計画」のまちづくりの基本指針の一つである以下の理念を基本理念に据えます。

健康で 安心して暮らすことができるまち南相馬
～ 元気・いきいき・健幸を目指して ～

本計画は、この基本理念のもと、「南相馬市復興総合計画」において位置づけられる高齢福祉・介護分野の実施策の推進を図り、高齢福祉・介護保険分野の戦略目標の達成を目指します。

(2) 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の3点を掲げます。

基本目標1 高齢者が、明るく元気に生き生きと生活できること

高齢者が、いつまでも活動的な生活を送ることができるよう、高齢者自身の健康意識の向上を図るとともに、健康づくりと介護予防の取り組みを推進していきます。そのために、心身の健康の維持・増進とともに、社会とのかかわりを保ちながら、すべての高齢者が地域の中で生きがいを日々実感しながら充実した生活が送れるよう支援していきます。

基本目標2 高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活できること

高齢期を迎え、単身になっても、介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、必要なときに必要なサービスを選択・利用できる環境が必要です。そのため、市が提供するさまざまな福祉サービスを組み合わせながら、生活が維持できる体制を整備します。

基本目標3 高齢者が、人とのつながりの中で安心して生活できること

高齢者の不安や孤独感は、震災を機に高まり、いまだそれを解消するには至っていません。それらを解消し、いかに安心して暮らしてもらえるかは重要なことです。そのため、市民の福祉意識を高め、高齢者とつながりを持ち、地域全体で高齢者を支えていくことのできる温かい心の通う地域づくりを目指します。高齢者の日常生活を総合的に支援するため、市民の福祉活動の促進と保健・医療・介護・福祉の連携に努め、地域における総合支援体制の構築を目指します。

6 施策の6つの柱と重点的な取り組み

(1) 施策の6つの柱

すべての高齢者が、明るく生き生きと住み慣れた地域で人と人とのつながりを持ちながら自分らしく生活するためには、心身ともに健康で、生きがいを持って生活することが必要です。

また、加齢に伴い日常生活を送るうえで困りごとがあるときは、周囲からの支援も必要ですし、不安や心配ごとがある場合はそれらを取り除く相談窓口も必要です。

このような生活を送るためには、まずは健康であることが大前提であり、介護状態や認知症にならないための予防事業が大事です。

しかし、不幸にして介護状態になってしまった場合には、介護サービスや介護者に対する支援が必要になります。

これらのことから今期計画では、先に掲げた基本目標の達成に向け、上記から5つの施策を柱として切り出し、これに被災高齢者への支援を加えた施策の6つの柱により高齢者が健やかに生活していけるよう、各事業を効果的に進めていくこととします。

★施策の6つの柱★

- 1 高齢期の健康づくり・生きがいづくりの支援
- 2 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援
- 3 高齢者の不安や心配、困りごとに対する支援
- 4 介護予防・認知症予防の充実
- 5 要支援・要介護認定者に対する支援
- 6 被災高齢者の支援

(2) 重点的な取り組み ～地域包括ケアシステムの構築～

前期計画で目標として掲げられた「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを継続して行います。

また、介護保険法の改正により平成29年度までに従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護は地域支援事業に移行します。これに関連して、本市でも本市ならではの地域包括ケアシステムの実現に資する「新しい介護予防・日常生活支援サービス」の創造的な展開といった取り組み等を推進します。

(3) 今期計画期間で取り組むこと

前期計画で実施し、今期計画でも実施する各種生活支援事業、介護予防事業等を着実に実施するとともに、法改正への対応として実施可能なものについては平成27年度から取り組んでまいります。

①平成27年度

今期計画では、「介護予防・認知症予防事業の充実」を新たな施策の柱として立てています。前期計画期間中から実施してきた筋力向上トレーニング事業や複合型介護予防事業に加え、介護予防・認知症に関する相談事業の実施や、地域介護予防支援事業により地域ぐるみで介護予防に取り組む事業を展開し、介護予防のすそ野を広げていく礎を築いていきます。

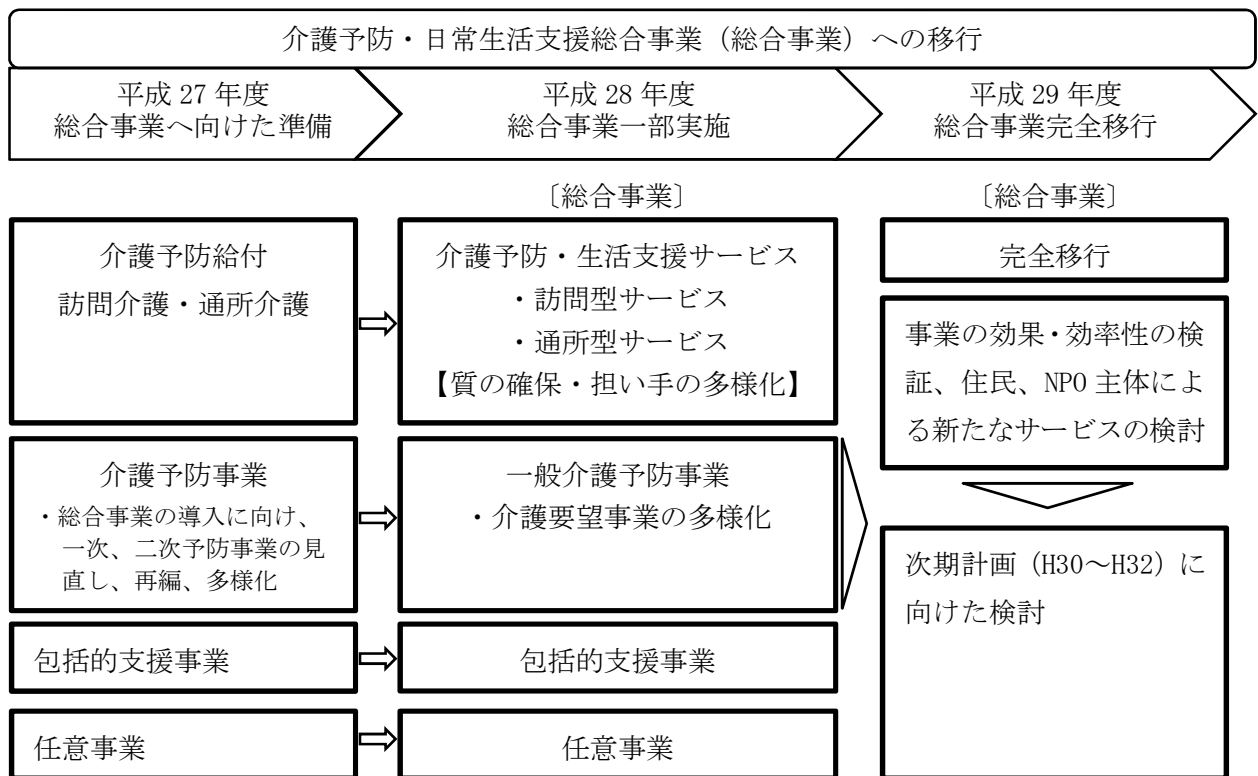
また、法改正に伴う「新しい介護予防・日常生活支援サービス（総合事業）」の実施に向けては、質の確保や受け皿の確保が必要になり、その体制整備には一定の準備期間が必要になります。したがって、平成27年度は、本市の実情を踏まえたうえで、多様な主体によるサービス提供のあり方について市内の関係機関等と協議検討し、平成28年度から実施するもの、平成29年度までに実施するものを定めます。

②平成28年度

法改正の趣旨を踏まえ、既存の介護事業者によるサービスに加え、NPOや民間企業、市民ボランティアなどの多様な主体によるサービス提供体制の整備状況を見極め、実施可能なものを実施し、平成29年度の完全移行のための措置を行います。

③平成29年度

今期の検証を行い、次期計画へつないでまいります。



7 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。

本市における具体的な圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案し、おおむね中学校区に準じた6つの圏域を設定しており、今回の計画でも引き続きこの6圏域を日常生活圏域として継続することとします。

○南相馬市の日常生活圏域

圏域名	地 域	高齢者人口
小高中学校区	小高区の全域	3,494 人
鹿島中学校区	鹿島区の全域	3,367 人
原町第一中学校区	国見町、上町、西町、三島町、北町、小川町、本町、南町、本陣前、橋本町、栄町、大町一丁目、東町一丁目、二見町一丁目、上太田（陣ヶ崎1）	4,521 人
原町第二中学校区	大町二丁目・三丁目、東町二丁目・三丁目、旭町、二見町二丁目～四丁目、青葉町、錦町、桜井町、高見町、日の出町、上渋佐、下渋佐、北萱浜、上北高平、上高平、下高平、下北高平、泉、北泉、金沢	3,456 人
原町第三中学校区	萱浜、北原、大甕、雫、米々沢、江井、下江井、堤谷、小沢、小木迫、鶴谷、高、益田、下太田、牛来、中太田、上太田（陣ヶ崎1を除く）、矢川原、片倉、小浜	1,681 人
石神中学校区	大谷、大原、信田沢、深野、長野、北長野、北新田、仲町、馬場、大木戸、牛越、石神、押釜、高倉	3,029 人

資料：南相馬市情報政策課資料（H26.9 末）

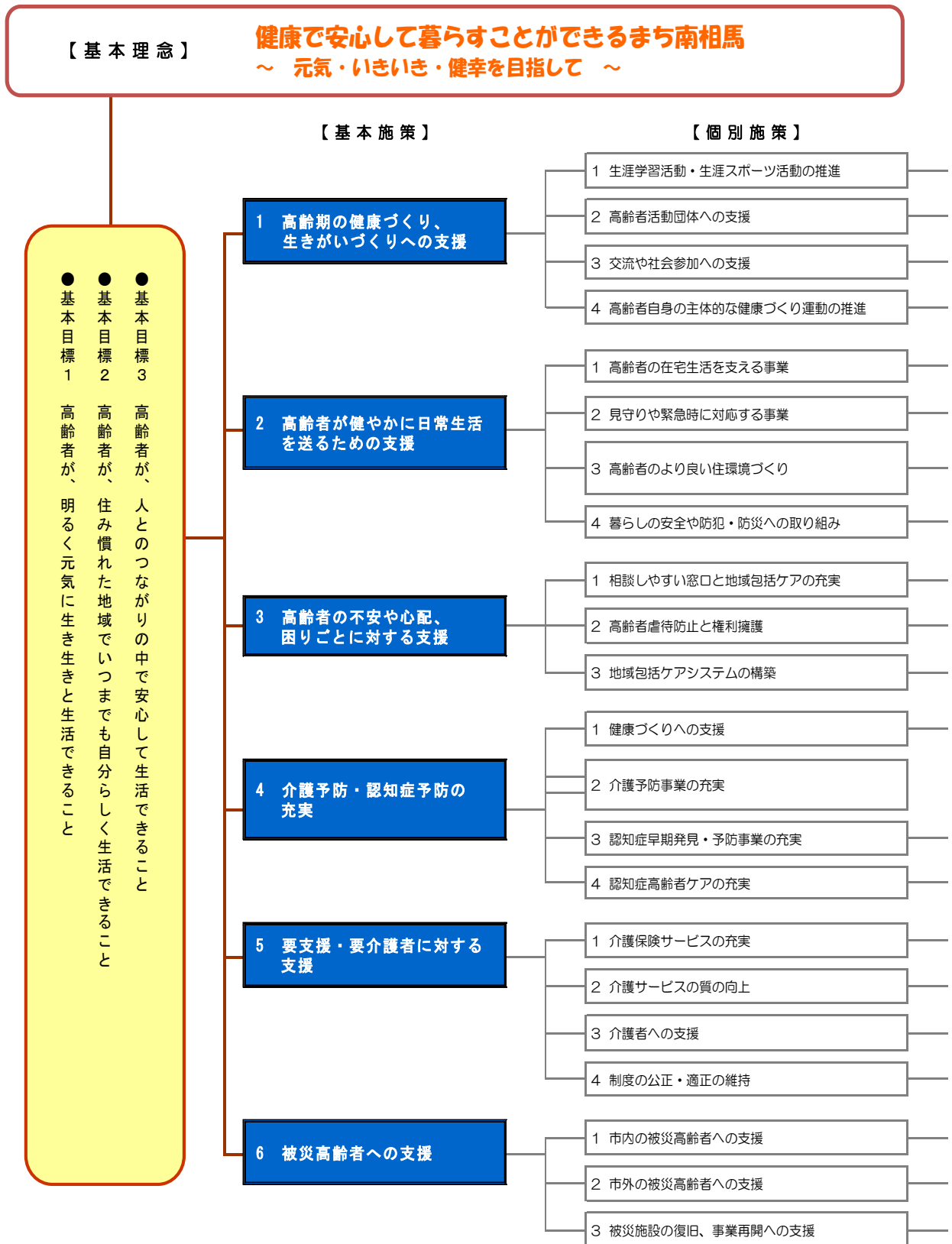
今期計画期間では、この日常生活圏域に基づき、介護サービス・介護予防サービスの整備等を計画します。

なお、現在は災害公営住宅への入居や新たな地域での生活再建などが進み、新たなコミュニティが生まれつつあり、今期計画期間内において設定の見直しを進めていくこととします。

.....

8 計画の体系

基本理念、基本目標を実現するため次の施策を実施します。



【 主な事業など 】

(1)生涯学習活動の推進 (2)生涯スポーツ活動の推進 (3)原町老人福祉センターの充実【新規】 (4)生涯現役ハンドブックの作成【新規】
(1)老人クラブ活動への支援 (2)シルバー人材センターの活動支援 (3)シルバー人材センターと連携した就業促進事業【新規】
(1)敬老祝金等支給事業 (2)金婚祝賀会 (3)元気高齢者の活動を支援する体制の整備【新規】 (4)元気高齢者によるボランティアポイント制度【新規】 (5)元気高齢者による地域見守り活動支援事業【新規】
(1)保健計画と連携した健康づくりの推進
(1)高齢者支援ハンドブックの作成 (2)車いす同乗軽自動車貸出事業 (3)外出支援サービス事業 (4)日常生活用具給付等事業 (5)マッサージ等施術費助成事業 (6)軽度生活援助事業 (7)生活支援ショートステイ事業 (8)生活支援コーディネーターの育成
(1)緊急通報装置貸与等事業 (2)配食サービス事業 (3)安心見守りネットワーク事業 (4)市民のインフォーマル活動の推進
(1)高齢者にやさしい住まいづくり助成事業 (2)住宅改修支援事業 (3)公共施設などの利用しやすさの向上 (4)高齢者が暮らしやすい住宅建築の普及・啓発 (5)市営住宅の福祉対応型への整備 (6)高齢者向け賃貸住宅 (7)養護老人ホームの充実 (8)軽費老人ホーム・ケアハウスの確保 (9)有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅 (10)新しいコミュニティの形成【新規】
(1)交通安全対策の充実 (2)防犯対策の推進 (3)防災対策の推進 (4)福祉避難所の整備・運営
(1)地域包括支援センターの機能強化 (3)包括的支援事業の実施 (3)総合相談事業 (4)地域実態把握の推進
(1)高齢者の虐待防止の推進 (2)権利擁護事業 (3)日常生活自立支援事業(新しい総合事業)の推進 (4)成年後見制度利用支援事業
(1)地域包括ケアシステムの構築
(1)健康診査
(1)介護予防普及啓発事業(健康教室) (2)介護予防相談事業【新規】 (3)介護予防ケアマネジメント事業 (4)筋力向上トレーニング事業 (5)複合型介護予防事業 (6)地域介護予防支援事業 (7)介護予防サポーター育成支援事業 (8)福祉バス運行事業 (9)介護予防・日常生活支援総合事業【新規】
(1)認知症予防普及啓発事業 (2)認知症相談事業 (3)認知症初期集中支援チームの設置【新規】 (4)認知症家族の会等活動団体への支援
(1)認知症サポーター養成事業 (2)徘徊高齢者早期発見システム事業【新規】 (3)地域密着型介護サービスの充実
(1)介護保険基盤の整備とサービス必要量の確保 (2)サービス利用の支援 (3)介護スタッフ等専門人材の養成・確保の支援
(1)介護サービス提供事業者の活動環境の整備 (2)介護支援専門員の資質向上や業務支援
(1)家族介護教室事業 (2)紙おむつ・介護用品助成事業 (3)家族介護者交流事業
(1)地域密着型サービス事業所への指導の実施 (2)サービス事業所への立入調査等の実施 (3)介護認定・給付の適正化
(1)高齢者等サポート拠点による支援 (2)応急仮設住宅地域における高齢者への生活支援 (3)高齢者用仮設住宅による支援
(1)原発避難者特例法に基づく特例事務 (2)南相馬市の在宅サービス
(1)小高区内施設への再開支援 (2)津波被災施設への再開支援

第Ⅱ部 施策の展開

第1章 高齢期の健康づくり、生きがいつくりへの支援

「健康であること」、「生きがいを持つこと」、「閉じこもらずに外に出て積極的に人と交流すること」は、高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくための重要な要素であり、これらは「介護予防」の手前に位置するものといえます。そこで、生きがいつくり、健康づくりに関する事業を相互に関連性を持たせて一体的に実施することにより、活力にあふれた高齢社会を目指していきます。

1 生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進

高齢者の生きがいつくりの一助となるよう、生涯を通じた学習活動、スポーツ活動の機会の充実を図ります。

(1) 生涯学習活動の推進

高齢者の学習意欲の高揚と生きがいつくりの支援のために、生涯学習担当課と連携し、生涯学習活動の推進に努めていきます。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

高齢者の健康増進や生きがいつくり、更にはスポーツ活動を通して、高齢者間の交流や多世代との交流機会の拡充が図られるよう、スポーツ振興担当課と連携し、生涯スポーツ活動の推進に努めていきます。

(3) 原町老人福祉センターの充実【新規】

原町老人福祉センターは、高齢者の生きがいつくりのために気軽に利用できる施設として位置づけられていますが、昭和56年の建設から30年以上が経過し老朽化が進んでいることから、浴室やトイレ等の改修を行い、高齢者が憩い、集える場として更なる活用ができるよう平成27年度から取り組みます。

(4) 生涯現役ハンドブックの作成【新規】

高齢者が生涯現役で活動することを支援するための情報を、わかりやすくまとめたハンドブックを作成し、65歳以上の高齢者がいるすべての世帯に配布します。

2 高齢者活動団体への支援

高齢者が地域社会の中で「いきいき」「はつらつ」と暮らせるよう、高齢者の主体的な活動支援や就労機会の充実を図ります。

(1) 老人クラブ活動への支援

近年、全国的にその衰退が危惧されている老人クラブ活動の育成・発展のために、加入率の減少、役員など世話役の引き受け手不足などの課題の改善に向けた取り組みや、より良い組織づくりについて、関係機関と協議しながら支援します。

(2) シルバー人材センターの活動支援

高齢化率が30%を超える本市においては、元気な高齢者自らが社会を支える一員として活躍していただくことが期待されます。そこで、高齢者の経験・技術を活用し、臨時的、短期的な就業を提供し、高齢者の就労の促進と生きがいの充実や福祉の増進のため、事業活動等の支援を行います。

(3) シルバー人材センターと連携した就業促進事業【新規】

高齢者の社会参加の一つである就労について、その人の能力に応じて、その人らしく働ける場所や仕事と、働く意欲のある高齢者を結びつけるために、シルバー人材センターと連携した就業促進事業に平成27年度から取り組みます。

3 交流や社会参加への支援

長寿を祝い、年長者を敬う行事を通じて高齢者と地域のつながりを育むとともに、高齢者の社会参加と生きがいつくりを図ります。

(1) 敬老祝金等支給事業

満77歳、88歳、99歳、100歳に達した高齢者に敬老祝金等を支給し、長寿を祝います。一方で、この事業が高齢者を「受け手」として一方的に位置づけることにならないよう、市や高齢者を取り巻く環境等も勘案しながら、適切な事業内容となるよう見直しを検討します。

○事業の実績・見込み

単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給者数 77歳(人)	717	773	756	772	682	808
支給者数 88歳(人)	323	360	391	466	516	643
支給者数 99歳(人)	28	21	20	27	61	86
支給者数 100歳(人)	11	22	17	20	27	61

(2) 金婚祝賀会

個人の長寿以外にも、二人とも元気に結婚 50 周年という大きな節目を迎えた夫婦に対し、市として祝意を表するために金婚祝賀会を開催し、夫婦の生活意欲と生きがいつくりに寄与します。

(3) 元気高齢者の活動を支援する体制の整備【新規】

本市の高齢化率は震災以降急上昇し、まちづくりには若年層のみならず元気な高齢者の力が必要です。元気高齢者に多様な形で地域社会に参画してもらい、これまで培ってきた豊富な知識や経験・技術を活かして、自分たちが住む地域を支え、活力ある地域を創造する推進役となってもらうために、その活動を支援する体制を平成 27 年度から整備します。

(4) 元気高齢者によるボランティアポイント制度【新規】

元気高齢者にはボランティアとしても活躍が期待される場所ですが、無償のボランティア活動には限界があるため、「社会貢献ボランティアポイント制度」（仮称）を創設して、ボランティア活動参加へのインセンティブとなるよう平成 27 年度から取り組みます。

(5) 元気高齢者による地域見守り活動支援事業【新規】

元気高齢者による地域見守り活動は、自らで自ら住む地域を守るという意義があり、その活動を支援するための事業を平成 27 年度から取り組みます。

4 高齢者自身の主体的な健康づくり運動の推進

市が実施する事業の参加を通じた「受け身」の健康づくりだけでなく、日常生活における自らの健康づくりの主体的活動を促します。

(1) 保健計画と連携した健康づくりの推進

【主な取り組み】

- 保健計画と連携した健康づくり運動の推進
保健計画における高齢者関連事業を紹介します。
- 健康づくりを推進する人材育成
地域で住民主体の健康づくりを実施するため、健康づくりを推進するリーダーを育成します。
- 仲間と一緒に健康づくり支援
健康づくりを継続するために、仲間との活動を支援します。
- 歯科保健の推進
歯科健康教室や歯科保健指導を関係機関と連携して実施します。
- 仮設住宅における健康づくりの促進
仮設住宅等におけるラジオ体操、ウォーキングの励行などの避難者の自助努力による健康づくりの取り組みを促進します。

【参考】南相馬市保健計画（後期）の重点施策

（○が高齢者との関係が深い施策）

- I ○健康づくりの推進
- II ○疾病予防の推進
- III ○歯科保健の推進
- IV 放射線による健康不安の軽減
- V 食育の推進
- VI こころの健康づくり
- VII 親と子の健康支援

第2章 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援

高齢者が住み慣れた地域で健康に生活を続けていくためには、期高齢者それぞれの状態やニーズに合った生活支援が必要です。高齢者の安心で快適な生活を実現するため、在宅での生活支援事業、見守り事業を実施していきます。

1 高齢者の在宅生活を支える事業

(1) 高齢者支援ハンドブックの作成

高齢者の快適な生活を支援するため、市内公共施設や各種生涯学習講座、スポーツ教室の情報や高齢者支援サービス等をまとめたハンドブックを作成し、65歳以上の高齢者がいるすべての世帯に配布します。

(2) 車いす同乗軽自動車貸出事業

歩行が困難な高齢者等が外出する際、その家族に車いす同乗軽自動車の貸出を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
貸出件数 (件)	112	250	306	350	400	420

(3) 外出支援サービス事業

概ね65歳以上の高齢者で心身に障がいがあるため一般の交通機関を利用することが困難な方で、市民税非課税世帯の方を対象に、リフトつき車両等により、主に利用者の居宅と医療機関との間の送迎を個別に実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運行回数 (回)	265	296	181	225	250	275

(4) 日常生活用具給付等事業

概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者等で市民税非課税世帯を対象に、日常生活上安全確保が必要な方に対して、日常生活用具の給付又は貸付を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
電磁調理器 等	2	1	1	3	3	3
福 祉 電 話	13	11	12	15	15	15

(5) マッサージ等施術費助成事業

70 歳以上又は身体障害者手帳 1・2 級の方で、市県民税が非課税又は均等割課税の方を対象に、マッサージ施術料の助成を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人)	212	189	175	190	220	250

(6) 軽度生活援助事業

概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯を対象に、軽易な日常生活上の援助により自立した生活の継続と要介護状態への進行の防止を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス提供時間 (時間)	3,108	3,936	5,640	5,760	5,880	5,880
サービス利用者数 (人)	58	82	87	99	110	110

(7) 生活支援ショートステイ事業

概ね 65 歳以上の高齢者の方を在宅で介護 (援護) している家族を対象に、一時的に要介護者を預けられるように、利用者が負担金を負担し養護老人ホーム等で一時的に要介護者が生活できるようにします。

(8) 生活支援コーディネーターの育成

「生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)」とは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的として、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能 (ボランティア等の

生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク機能)を果たす者(人材)です。

今回の法改正により、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築が求められることとなります。そこで、高齢者の生涯現役を支えるコーディネーターの育成等を検討します。

イメージ図を貼付します。

2 見守りや緊急時に対応する事業

高齢期を迎え、単身世帯あるいは夫婦のみの世帯となっても地域で安心して暮らせるよう、日常的な見守りや緊急時の支えとなる事業を実施します。

(1) 緊急通報装置貸与等事業

概ね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置を貸与し、受信センターと電話回線で直結させ、急病や災害等の緊急時に迅速かつ確な救援体制により生活不安を解消します。

本事業は市民アンケートでもニーズが高かったことから、更なる設置台数増加に向け取り組んでまいります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
貸出台数(台)	211	232	291	338	385	425

(2) 配食サービス事業

65歳以上の一人暮らしや高齢者のみ世帯等の高齢者及び身体障がい者で、心身の障がい等により食事の調理が困難な方を対象に、栄養のバランスのとれた食事を調理し配食サービスを提供することにより、低栄養状態の予防、健康及び自立生活の支援と、見守り機能ともなる事業を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数(人)	122	103	95	90	90	90

(3) 安心見守りネットワーク事業

郵便、新聞、牛乳等の配達、電気や水道の検針、荷物の宅配を行う事業者等と協力し、高齢者等の見守り活動に努め、更なる事業者の参入について要請を行ってまいります。

(4) 市民のインフォーマル活動の推進

高齢者の見守り活動には地域住民の積極的な協力が不可欠です。

そこで、地域における支え合いやボランティア活動などのインフォーマルな活動を促進し、高齢者を継続的に見守る地域づくりを推進します。

注：インフォーマル活動とは…公式に規定される活動ではなく、非公式な自主的活動のこと。本文中の意味合いで具体例を挙げると、近隣の助け合いや住民による相互扶助活動などを指します。

3 高齢者のより良い住環境づくり

加齢に伴い身体機能などが低下すると、長年住み慣れた環境では暮らしにくくなる場合があります。そこで、市内施設のバリアフリー化や高齢者の住宅改修等を支援することにより利便性・安全性の向上を図るとともに、高齢者の生活環境の向上を図ります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加などを背景に、共同住宅やケア付き住宅等への住み替えなど、住まいに対する新たなニーズへの対応についても検討します。

さらに、自立度が比較的高く在宅で生活する高齢者に対し、住み慣れた自宅で自分らしい生活をできる限り長く続けられるよう、日々の生活を支援する事業を実施します。

(1) 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

介護保険対象外の60歳以上の高齢者を対象に、高齢者が自宅において転倒等により要介護等の状態にならないよう住宅改修資金の助成を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数 (件)	21	17	20	38	45	48

(2) 住宅改修支援事業

高齢者がその制度を活用しやすくすることを支援するために、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業及び介護保険の住宅改修を実施する際に必要となる理由書について、介護支援専門員又は福祉住環境コーディネーターに作成してもらう場合にその費用を負担します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支援件数 (件)	35	29	30	50	50	50

(3) 公共施設などの利用しやすさの向上

公共施設や道路など市の環境整備において、ノーマライゼーションの精神を基礎に、バリアフリー・ユニバーサルデザインでの整備や改修を行うなど、高齢者のみならず誰もが暮らしやすい安全なまちづくりを目指します。

(4) 高齢者が暮らしやすい住宅建築についての普及・啓発

高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活し続けられるよう、個々の高齢者の身体機能や生活状況に合った住まいが確保できる環境づくりに努め、高齢者が暮らしやすい住宅建築に関する情報について、市の広報をはじめ、今期計画に掲げている「高齢者支援ガイドブック」や高齢者向けの情報誌等を通じ、積極的に情報提供を進めていきます。

(5) 市営住宅の福祉対応型への整備

「南相馬市市営住宅ストック（既存保有）総合活用計画」との整合を図りながら、市営住宅の建設や改修にあたっては、高齢者等が生活しやすいようバリアフリー化を進めるよう関係機関との連携を図ります。

(6) 高齢者向け賃貸等住宅の整備・充実

高齢者向け住宅の建設や民間住宅を含む住宅の改善について、福祉部門と建設部門が相互の連携を図り、高齢者の住みよい住環境の整備に努めます。

(7) 養護老人ホームの充実

高齢者の増加に伴い、環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者が増加する傾向にあり、養護老人ホームの果たす役割は大きなものとなっていることから、市が運営する高松ホームにあっては、処遇、健康管理、食事及び生きがい対策や環境整備等に取り組んでいきます。

(8) 軽費老人ホーム・ケアハウスの確保

軽費老人ホームは、ほとんどの施設が個室になっており、家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で利用できる施設で、食事の提供や日常生活上必要な便宜を提供する「A型」と、自炊が原則の「B型」があります。また、ケアハウスは、自炊ができない程度に身体機能が低下し、独立して生活するには不安がある人が入所対象となる施設です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むため、住宅と生活支援サービスが組み合わせられた支援が必要であるとの考えから、軽費老人ホームの担う役割は重要性を増しています。現在、本市には該当する施設は1施設あり、その有効活用に努めます。

(9) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備・充実

一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加など、生活困難な高齢者や老後の安心した生活を求める高齢者の増加により、有料老人ホームへの入所希望者が増加すると思われることから、必要に応じて民間資本の誘致を行い、施設の整備拡充を進めていきます。

また、介護・医療・住宅の連携のもと、高齢者が安心できる住まいの供給を促進するための「サービス付き高齢者向け住宅」についても、住まいに対する高齢者のニーズの多様化に対応する観点から、様々な高齢者の住まいの整備について検討していきます。

(10) 新たなコミュニティの形成【新規】

津波被災者等の新たな住宅の建設や災害公営住宅の建設が進み、新しい“まち”が形成されてきていることから、新たにコミュニティが形成された際は、高齢者が孤立しないようそこに住む住民による高齢者の見守り活動、サロン事業等の強化を行うとともに、市民に対し見守り活動の必要性について啓発してまいります。

4 暮らしの安全や防犯・防災への取り組み

高齢者をはじめ、すべての地域住民が安心して暮らすことができるよう、各地域における防犯、防災対策の充実を図ります。

(1) 交通安全対策の充実

交通安全の観点からは、高齢者は被害者だけでなく加害者となりうる存在です。そこで、警察署や交通指導員・交通教育専門員等と連携し、高齢運転者向けの運転講習などを通じて高齢者自身の安全意識を啓発するとともに、高齢者に配慮する市民意識の醸成を図ります。

(2) 防犯対策の推進

被害防止については、一人暮らし（日中独居を含む）や高齢者のみの世帯を対象に犯罪情報の提供や、救済に関する相談体制の充実等を検討していきます。特に高齢者を狙った悪質商法や詐欺については、手口等の広報や相談窓口の充実を図り、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを促進します。

(3) 防災対策の推進

区長連絡協議会、消防団、警察署等各種団体で構成する協議会を設置し、医療機関や地域自治会などと連携を図りながら防犯・治安活動を実施するとともに、行政区単位で防犯パトロール隊（見守り隊）などを結成し、高齢者の日常生活の安全が確保できる環境整備体制の充実に努めます。

(4) 福祉避難所の整備・運営

福祉避難所は、災害発生時に一般の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者などを受け入れる避難所です。

本市では、東日本大震災による被害の教訓を踏まえ、平成26年12月に介護保険施設、障がい者施設合わせて31カ所を指定しました。

今後は、「福祉避難所運営マニュアル」の整備等を進めるとともに、新たな施設ができた際は福祉避難所として指定する取り組みを進めてまいります。

第3章 高齢者の不安や心配、困りごとに対する支援

高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、高齢者それぞれの状態やニーズに沿った対応が必要です。本市では、高齢者の不安や心配に対応するために必要な相談体制の充実を図ります。

1 相談しやすい窓口と地域包括ケアの充実

高齢者の生活支援や権利擁護を図るため、相談しやすい窓口の充実に努めます。さらに、各地域における包括的なケアの充実を図るため、地域包括支援センターの活動の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築に重点的に取り組みます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う地域の中核的機関です。

本市においては4か所設置しており、住民からの相談対応、介護予防ケアプランの作成や介護予防教室の実施など、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な支援を行っています。

○南相馬市の地域包括支援センターと人員の配置状況（H26.9末）

センター名称	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援 専門員	合計
原町西地域包括支援センター	1人	3人	1人	5人
原町東地域包括支援センター	1人	2人	1人	4人
小高地域包括支援センター	1人	1人	1人	3人
鹿島地域包括支援センター	1人	1人	1人	3人

介護・福祉サービスの総合相談窓口として、地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていけるように、地域包括支援センター運営協議会を設置し、中立性の確保や公平な運営の継続を図るとともに、高齢者が安心して暮らせる相談体制の整備に努めます。

本計画期間では、基幹包括支援センターのあり方や、それぞれのセンターが受け持つ地域の再編などに取り組みます。

○地域包括ケアセンターの機能

①総合相談支援事業**②権利擁護事業**

権利擁護に関する相談対応のほか、成年後見制度の情報提供や成年後見人の紹介団体への仲介などを通じて、高齢者の権利擁護を図ります。さらに、高齢者の虐待を早期発見し、そのような環境から高齢者を救うため、地域の関係者によるネットワークの構築に取り組みます。

③介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的とし、二次予防事業対象者について地域包括支援センターの保健師が中心となって、個々の状態に応じた介護予防ケアプランを作成し、効果的に介護予防を進めます。

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施します。

- ・ケアマネジャーの日常的個別相談・指導
- ・支援困難事例への指導助言
- ・地域のケアマネジャーのネットワーク構築
- ・長期継続ケア（医療を含めた多職種連携）

(2) 包括的支援事業の実施

地域包括支援センターでは、地域支援事業の包括的支援事業として、①総合相談支援事業、②権利擁護事業、③介護予防ケアマネジメント事業、④包括的・継続的ケアマネジメント事業を実施します。

(3) 総合相談支援事業

地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、高齢者をはじめ地域住民から寄せられる多様な相談への適切な対応に努めるとともに、情報収集や各関係機関や住民同士の連携機能の一層の充実を図ります。

常駐する社会福祉士を中心に、サービスに関する情報提供等の初期対応、必要なサービス等への利用の支援など、継続的・専門的な相談支援を行います。さらに、地域の関係者とのネットワーク構築を図り、生活支援制度の横断的・多面的な支援を展開していきます。

(4) 地域実態把握の推進

地域包括支援センターを中心に高齢者の実態把握を推進し、一人暮らしや高齢者のみの世帯等への支援やニーズに対応できる体制整備を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ひとり暮らしや高齢者のみ 世帯等の実態把握数（件）	2,419	2,934	2,559	3,000	3,000	3,000

2 高齢者虐待防止と権利擁護

加齢とともに判断能力などが衰えた場合にも、地域において今までと同様に安心して暮らせるよう、虐待防止と権利擁護に取り組みます。

(1) 高齢者の虐待防止の推進

本市では、虐待の早期発見から適切な事後対応を図るため、虐待に関する相談窓口を設置して地域住民からの情報収集に努めるとともに、虐待防止の啓発及び通報先等の周知を図っています。

家庭内での虐待など発見が難しいケースに対応できるよう、地域の民生委員やケアマネジャー、または地域住民に早期発見のノウハウ等を情報提供し、早期に対応できるよう努めます。

(2) 権利擁護事業

地域包括支援センターは、高齢者からの権利擁護に関する相談対応のほか、成年後見制度の情報提供や成年後見人の紹介団体への仲介などを通じて、高齢者の権利擁護を図ります。

また、高齢者等の虐待事例の相談対応を行うとともに、地域の関係機関等の連携によるネットワーク（虐待防止ネットワーク）を構築し、虐待の未然防止や早期発見、適切な支援に努めます。

(3) 日常生活自立支援事業（新・総合事業）の推進

本市の社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症高齢者などが地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいた福祉サービスの利用援助等を通じて、その方の権利擁護に資することを目的とした事業を行っています。主に、福祉サービスにおける情報提供・助言、福祉サービス手続きの援助、福祉サービス料金の支払、苦情解決制度の利用援助、援助に関連した日常的な金銭管理等を支援しています。

今後も、市と地域包括支援センターは社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業を推進し、認知症高齢者等の保護に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がいなどで判断能力が不十分な方などに対して、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度です。

震災等の影響による単身高齢世帯の増加等により、成年後見制度は今後ますます需要が高くなると見込まれることから、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関とともに、成年後見制度の利用・相談に努めます。

3 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアシステムの構築

本市では震災以降、保健医療、介護サービス提供主体の懸命の努力にもかかわらずスタッフ不足から十分な提供ができない状況にあります。また、復旧復興に携わる方が多く住まう現状から住宅に関しても手薄な状態にあることから、厚生労働省が提唱するシステムの構築は困難な状況にあります。少ない資源を活用し、南相馬市としての地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

その手始めとして、まずはシステムの一角である各種生活支援サービスを着実にを行うとともに、介護状態に陥らないよう介護予防サービスの充実に努めながら、高齢者支援に関し部門横断的に対応し、地域包括支援センターを中心に据えた総合支援の仕組みづくりを推進していくこととします。

○地域包括支援センターの事業一覧

事業名・項目		事業内容・目標
① 総合相談支援事業	地域におけるネットワーク構築	地域住民や各種団体に対して、センター（職員）の認知度向上のためのPRを行うとともに、地域における各種活動の状況等を把握し、信頼関係を築きます。
	実態把握	高齢者単身世帯・高齢者のみの世帯を中心に生活実態の把握に努めます。
	総合相談	地域に出向き、センターのPR活動を行い、相談に対して円滑に対応します。
	認知症初期支援チーム	
② 権利擁護事業	成年後見制度の活用	市の業務を支援するとともに、連携して制度を円滑に利用できるようコーディネートを行います。
	老人福祉施設等への措置	市の業務を支援するとともに、連携して迅速に対応します。
	虐待への対応	通報等により、虐待の疑いがあった場合には、市と連携して迅速に状況を確認し、適切に対応します。
	困難事例への対応	行政、各関係機関等と連携し、迅速に対応します。
	消費者被害防止	地域の実態把握と、各関係機関への情報伝達と連携に努めます。ケース把握時には迅速に対応します。
③ ケアマネジメント事業	介護予防事業に関するマネジメント業務	二次予防事業対象者に対して、地域支援事業への参加を促し、介護予防の推進を図ります。
	介護予防給付に関するマネジメント業務	要支援1・2の利用者の生活機能向上のためにサービス提供に努めるとともに、業務委託先を支援します。
④ ケアマネジメント事業	包括的・継続的なケア体制の構築	地域の人材等の社会資源の活用が図られるよう、情報提供や支援を行うとともに、関係機関の連携を強化します。
	地域における介護支援専門員のネットワーク活用	地域の介護支援専門員の任意団体である「原町方部介護支援専門員連絡協議会」との連携を強化します。
	日常的個別指導・相談	介護支援専門員の日常的業務に対する助言、指導を継続的に実施します。
	支援困難事例への指導・助言	行政と連携し、適切な指導・助言を行います。
（市委託事業） その他	高齢者在宅サービスに係る実態調査及び代行申請等	在宅サービスに係る相談、実態調査及び申請に係る代行業務を行います。
	家族介護教室事業	要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術等の習得を図ります。
	家族介護者交流事業	介護者間で情報交換できる場を提供し、介護者を介護から一時的に開放し、リフレッシュを図ります。

第4章 介護予防・認知症予防の充実

1 健康づくりへの支援

健康は、いきいきと生活するための基礎となるものです。そこで、健康寿命（「日常生活に制限のない期間」）の更なる延伸に向け、高齢者の健康づくりに資する多様な事業を展開します。

(1)健康診査

40～74歳の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を、75歳以上の方を対象に後期高齢者医療健康診査を実施します。健診受診後には、保健指導・健康相談等を実施します。

2 介護予防事業の充実

高齢者が健康であるとともに、できる限り長く自立した生活を送ることができるよう、介護予防について普及啓発するとともに、要介護状態に陥るリスクの高い方を中心とした介護予防事業と地域での住民主体の集いの場の育成支援を展開します。

(1)介護予防普及啓発事業(健康教育)

当期計画に掲げた「生涯現役ハンドブック」「高齢者支援ガイドブック」をはじめホームページなどを活用し、より多くの市民に対して、健康づくりや介護予防に関する情報提供を行い、本人及び周囲への介護予防に対する意識の高揚を図ります。

また、老人会、地域サロン等地区活動において、介護予防及び健康づくりに関する健康教育や健康相談を行ったり、知識の普及を図り、高齢者自身が主体的に介護予防・健康づくりのための活動ができるよう実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
健康教育の実施回数(回)	115	102	100	100	100	100

(2) 介護予防相談事業【新規】

65歳以上の高齢者を対象に、地域包括支援センター、健康づくり部門等関係機関と連携を図り、高齢者の実態把握を行いながら、介護状態に陥る恐れのある高齢者を把握するとともに、介護状態にならずに健康維持できるよう相談、支援に努めます。

イメージ図を貼付します。

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

従来の二次予防事業対象者(ハイリスク高齢者)だけでなく、一般高齢者に対しても、必要に応じて地域包括支援センターがアセスメント(課題分析)を行い、個別に介護予防ケアプランを作成し、介護予防事業等へつなげていきます。さらには継続的にモニタリング・評価を行いながら支援することで介護予防の効果を高めていきます。

(4) 筋力向上トレーニング事業

概ね65歳以上で、介護状態に陥る恐れのある高齢者を対象に、筋力の維持及び向上を図るため、高齢者向けのトレーニング機器を使用した運動教室を実施します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教室参加者数(人)	96	97	96	96	96	96

(5) 複合型介護予防事業

概ね65歳以上の高齢者で、運動、栄養、口腔、認知、閉じこもり等生活機能向上を図ることが自立した生活維持に必要な高齢者を対象に複合型介護予防教室を実施します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
教室参加者数(人)	-	-	30	30	30	30

※H26 から「複合プログラム介護予防事業」を実施

(6) 地域介護予防支援事業【新規】

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、高齢者自身が週1回程度通い運動を中心とした地域の人と交流できる機会を住民主体で設置運営できるよう支援します。

○事業の目標・見込み

単 位	H27 年度	H28 年度	H29 年度
集いの場設置数	3	10	20

イメージ図を貼付します。

(7) 介護予防サポーター育成支援事業☆

高齢者が要介護状態にならずに、身近な地域で積極的に健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう支援するための介護予防サポーターおよび高齢者の集いの場のリーダーを育成支援します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防サポーター及び集いの場のリーダー 育成人数（人）	32	27	25	30	50	80

(8) 福祉バス運行事業

自ら移動手段を持たない、又は家族による送迎が困難な高齢者を対象に、介護予防事業等への参加を促進するため、自宅から開催事業所までの経路に福祉バスを運行し交通手段の確保を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運行回数（回）	171	177	179	180	180	180

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業【新規】

要支援1・2の対象者が、介護保険本体の給付（予防給付）から除外される訪問介護と通所介護に対応するサービスについて、利用者のニーズ等を把握しながら総合事業を実施します。

多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持できるよう、新たな訪問型・通所型サービスを実施します。

平成 27、28 年度は現行のサービスを維持し、平成 29 年 4 月から移行します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問型サービス（人）	-	-	-	-	-	実施
通所型サービス（人）	-	-	-	-	-	実施

3 認知症早期発見・予防事業の充実

(1) 認知症予防普及啓発事業

認知症が予防できることやその予防方法など、認知症予防について、広く市民に伝えるために、自治会、女性学級、老人会等地域組織での健康講座、認知症予防講演会、認知症予防に関する健康教育を実施します。

○事業の利用実績と目標・見込み

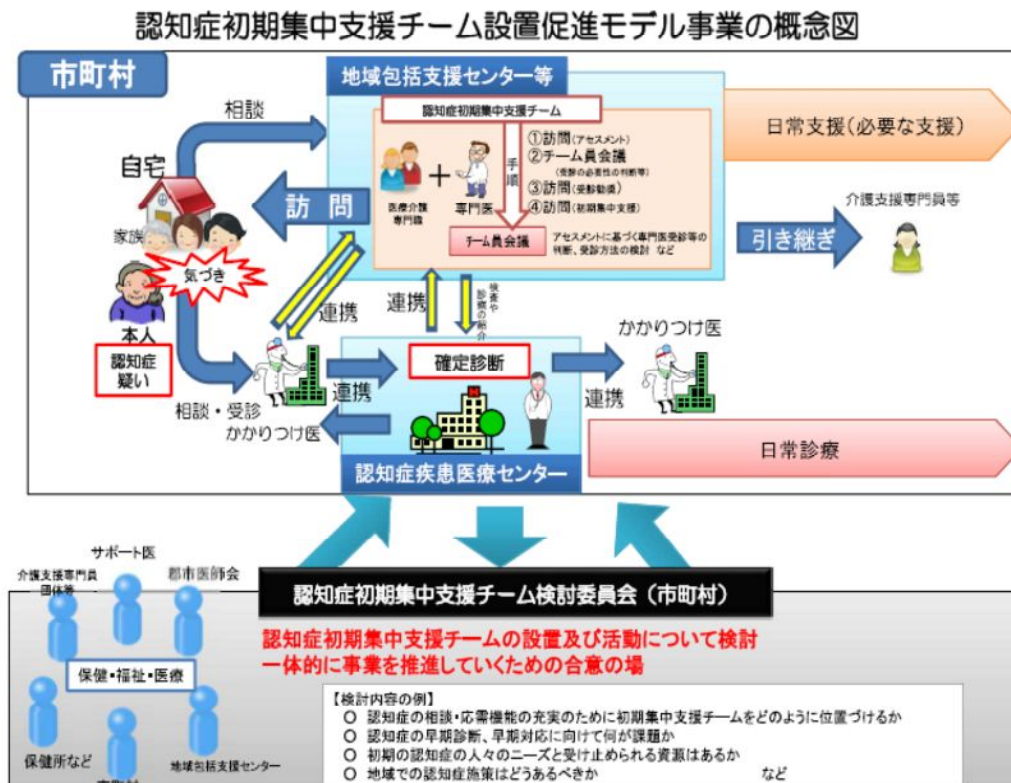
単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	H26 年 9 月	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数 (人)	389	238	110	200	200	200

(2) 認知症相談事業

上記の事業と関連して、認知症の早期発見、早期対応のため、認知症に関する相談を充実します。

(3) 認知症初期集中支援チームの設置【新規】

認知症の早期診断、早期対応が重要であることから、初期の段階で医療と介護との連携の下に認知症の人やその家族に対して個別訪問を行い、適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置します。



出典：厚生労働省 HP

(4) 認知症家族の会等活動団体への支援

認知症高齢者に関する相談、家族の集いや講演会の開催等を実施している活動団体に対し、団体の組織強化や地域包括支援センター、ボランティア等関係者、関係機関とのネットワークづくりを支援します。

4 認知症高齢者ケアの充実

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の更なる増加が予想されます。認知症に対応した介護サービスの充実を図るとともに、認知症高齢者の暮らしをすべての住民で支えることのできる地域づくりに資する事業を展開していきます。

(1) 認知症サポーター養成事業

認知症の方が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、より多くの方が、認知症について学び、対応の仕方について理解を深めることで、学んだことを家族や友人等身近な方に伝え、認知症の方及びその家族を地域で温かく見守り支えていくサポーターを養成します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	H26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成者数（人）	—	5	150	100	100	100

(2) 徘徊高齢者早期発見システム事業【新規】

認知症高齢者の人権に配慮した上で、認知症による高齢者徘徊時の早期発見により、事故などの防止を図る目的で装着する位置探知装置の貸与ならびに地域住民、警察、福祉施設等を含めた早期発見システムの構築を検討します。

(3) 地域密着型介護サービスの充実

認知症の人を適切にケアし、家族の負担を軽減するものとして、地域密着型介護サービスは非常に有効です。市内では、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護の認知症対応型サービスをはじめ、小規模多機能型居宅介護のサービスも提供しています。

今後、認知症高齢者の増加を踏まえて認知症対応型のサービスを中心とした身近な地域における介護サービス提供基盤の充実を図ります。

第5章 要支援・要介護者に対する支援

住み慣れた自宅で暮らしながら利用することのできる在宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスが必要な方には施設での安心した生活を実現するため、サービス基盤の整備と適切な事業運営に努めます。

1 介護保険サービスの充実

介護を要する状態となった高齢者が地域で安心して暮らせるよう、介護サービス提供体制の確保と利用支援の充実を図ります。

(1) 介護サービス基盤の整備とサービス必要量の確保

市内サービス事業者の事業再開の支援を図るなど既存の介護サービス事業所の復旧支援に努めるとともに、本市における介護サービス基盤の更なる整備を推進し、要支援・要介護認定者に必要なサービスを確保します。

また、市外に避難して生活している高齢者も少なくない現状から、介護保険のサービスは市の枠を越えて利用されています。このような状況も踏まえ、情報交換やサービス利用の調整などに関して広域的な連携を図り、必要なサービス提供を関係機関に要請していきます。（※詳細については、第Ⅲ部「介護保険事業計画」を参照。）

(2) サービス利用の支援

① 制度及びサービスの周知

介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族に、制度の概要やサービスの内容、介護保険料など必要な情報がわかりやすく伝わるよう、広報紙やパンフレット等の配布を活用した周知に努めます。さらに、各種会合や出前講座などのさまざまな機会を捉えて、制度とサービスの周知を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
制度等の広報回数（回）	5	4	5	5	5	5

②制度の利用を容易にするための施策

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかつたり、利用制限を受けることがないよう、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③サービス利用に関する相談支援と苦情への対応

サービス利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制の充実を図り、その改善を支援します。

(3)介護スタッフ等専門人材の養成・確保の支援

本市の介護施設においては、東日本大震災や原発事故の影響から、介護職員が市外へ避難するなど介護職員不足が深刻化しており、介護サービスを維持するための人材確保が喫緊の課題となっています。

このことから、本市の介護サービスの維持、充実を図るため、介護に携わる職員の確保に努めて参ります。

①介護職員初任者研修講座の開催

市において介護職員を養成・確保することを目的とした介護職員養成事業を実施するとともに、介護保険事業所への就業に向けた就職面接会を開催し、人材の確保・就業促進に努めます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成講座開催回数 (回)	—	3	4	4	4	4
受 講 者 数 (人)	—	50	70	80	80	80
資格取得者数 (人)	—	38	65	80	80	80

②介護職員復職支援講座の開催

かつて介護保険事業所に勤めていた方で現在は就業していない方などを対象に、復職に向けた講座を開催し、施設への再就職を促進することで人材の確保に努めます。

③小中学生を対象とした介護教室の開催

小学5年生、中学2年生を対象とした介護教室を開催し、早い段階で介護に関する関心や意識を持ってもらい、将来職業を選択する際の選択肢の1つとなるよう取り組みます。

④介護ロボットの導入検討

現在急速に技術が進歩している介護ロボットについては、介護に携わる職員の負担軽減につながるものと期待されています。本市では、地元企業に協力を要請しながら市内施設への導入に向けた検討を行ってまいります。

2 介護サービスの質の向上

介護サービスについて、サービス提供「量」の確保と同時に、サービスの「質」の向上を図ることで、要支援・要介護認定者の安心感と満足感を高めます。

(1) 介護サービス提供事業者の活動環境の整備

介護サービス提供事業者が利用者に、より良質のサービスを効果的に提供できるように、市が事業者に対して積極的な情報提供を進めるとともに、市と事業者、あるいは事業者同士の情報交換などのコミュニケーションを通じてサービスの質の向上を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
情報交換会の開催（回）	1	1	1	1	1	1

(2) 介護支援専門員の資質向上や業務支援

介護保険制度の趣旨に沿った適切、かつ、効果的なサービスの提供がなされるよう、介護支援専門員の資質向上を図るための研修会や業務を円滑に遂行するための情報交換会等について、地域包括支援センターが中心となって開催します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
研修会・情報交換会の開催（回）	2	2	2	2	2	2

3 介護者への支援

自宅で家族を介護する方への支援として、介護用品の助成や交流機会の提供などを通じて、高齢者を身近で支える家族介護者への支援の充実に努めます。

(1) 家族介護教室事業

要介護高齢者を現に介護している家族を対象に、家族介護者の適切な介護知識・技術等の習得を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数（人）	377	517	520	550	550	550
開催回数（回）	16	16	16	16	16	16

(2) 紙おむつ・介護用品助成事業

在宅で介護を受けている寝たきりや認知症の状態にある高齢者が介護用品を使用する場合、その購入に要する費用の一部を助成することにより、当該高齢者を介護する家族の経済的負担の軽減と在宅福祉の増進を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数（件）	974	1,076	1,149	1,212	1,300	1,380

(3) 家族介護者交流事業

要介護高齢者を現に介護している家族を対象に、交流会を通して介護に関する情報交換等を行うことにより、リフレッシュと介護負担の軽減を図るとともに、ピアレビューによる悩みの解決などにつなげていきます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数（人）	98	111	90	110	120	120
開催回数（回）	7	6	8	8	8	8

4 制度の公正・適正の維持

望ましい公正な介護保険事業運営を図るため、不適切・不要なサービスの利用などにより余分な費用が生じないように、介護認定と給付の適正化に取り組みます。

(1) 地域密着型サービス事業所への指導の実施

計画的に地域密着型サービス事業所への指導を実施し、サービスの質の向上や利用者に適正なサービスが提供されるよう努めます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実地指導実施割合 (%)	43%	50%	0%	0%	50%	50%

(2) サービス事業所への立入調査等の実施

利用者からの情報等に基づき、サービスが適正に提供されているかどうかを確認するため、必要に応じた事業所への立入調査や聞き取り調査の実施、あるいは書類提出を求めたりと、よりよいサービス提供の向上を図ります。法改正に伴う総合事業の展開により、これからより重要性を増す市の責任を遂行するよう努めます。

(3) 介護認定・給付の適正化

要介護認定における認定審査会の運営を公平・適正に行います。また、要介護認定の判定結果に疑義がある場合、被保険者に認定の仕組みや審査判定について責任をもって十分な説明を行います。併せて、介護費用の適正化についても取り組んでいきます。

① 要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施される要介護認定調査の結果に対し、認定審査会用資料としての整合性の確認漏れをなくすべく、全調査項目の内容を入念に点検します。

その際、チェック項目や記載内容に不備や誤りなどがある場合は、当該調査員に直接確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定調査票の点検割合 (%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%

②医療情報との突合

平成28年度より国保連合会の介護給付システムを活用した医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況の確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
縦覧点検の実施	-	-	-	-	実施	実施

③介護給付費通知

介護保険サービスの適正な利用促進のため、介護給付費通知書を作成し、給付内容についてサービス利用者に通知します。ただし、介護サービス利用者負担額免除期間が終了後に行うこととします。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通知書送付	-	-	-	実施	実施	実施

(4)介護保険料収納率の確保・向上

本市の第1号被保険者の介護保険料の収納率は、震災以降、減免等が継続されているため、全体としては99%台で推移しています。第6期計画期間の介護保険料の推計にあたっては、予定保険料収納率を85.0%と見込んでいますが、介護保険事業を安定的に運営するとともに、被保険者相互の負担の公平の確保のため、収納率の確保・向上に取り組めます。

第6章 被災高齢者への支援

震災被害や、原発事故の影響から、自宅を離れて応急仮設住宅や借上住宅での生活を余儀なくされている方々や、また、未だに市外や県外での避難生活を余儀なくされている高齢者が多くおられます。

これらの方々の中には、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も多く、日常生活での支援や見守り、閉じこもり予防等の取り組みが重要となっています。

1 市内の被災高齢者への支援

避難のために自宅を離れることを余儀なくされた高齢者の方々に対し、市内における代替住居の確保とともに、生活環境の変化による影響をできる限り小さくするための生活支援を行います。

(1) 高齢者等サポート拠点による支援

応急仮設住宅に設置した高齢者等へのサポートの拠点である「南相馬市サポートセンター『希望』」を活用して、応急仮設住宅等に居住する高齢者等を総合的に支援します。

○南相馬市サポートセンターの概要

施設名	事業内容	運営主体
南相馬市サポートセンター「希望」 所在地：鹿島区三里団地内	①デイサービスセンター (介護保険サービス) ②総合相談業務 ③地域交流サロン ④見守り・安否確認	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

(2) 応急仮設住宅における高齢者への生活支援

応急仮設住宅に居住する高齢者への生活支援や安否確認を行うための事業を行います。

○応急仮設住宅における高齢者生活支援事業

事業名	事業内容
応急仮設住宅巡回バス運行事業	仮設住宅と市内病院や公共施設等を巡回するバスを運行します。
仮設住宅等緊急通報設備設置事業	一人暮らし高齢者を対象に、緊急通報設備を設置します。

○応急仮設住宅における高齢者健康支援

事業名	事業内容
家庭訪問による健康支援	仮設住宅及び借上げ住宅等入居者の健康調査をし、支援が必要な方へは、関係機関と連携し、保健師、看護師等による家庭訪問による支援を行います。
仮設住宅集会所等の健康教育健康相談	仮設集会所等で実施しているサロン等において、健康教育、健康相談を実施します。

(3) 高齢者用仮設住宅による支援

応急仮設住宅に設置した高齢者用仮設住宅（長屋型）により、見守りの必要な一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方の生活を支援します。

○高齢者仮設住宅の見守り支援

所在地	施設の内容
原町区牛越仮設住宅内 (南エリア)	一人暮らし高齢者と高齢者のみの世帯の見守り訪問による相談や、サロン活動により、生活を支援します。

2 市外の被災高齢者への支援

市外に避難する高齢者への支援として、平成23年8月に施行された「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」による避難先自治体でのサービスの実施や、南相馬市が実施する在宅サービスのうち、次のサービスを実施します。

(1) 原発避難者特例法に基づく特例事務

- 1：要介護認定等に関する事務
- 2：介護予防等のための地域支援事業に関する事務
- 3：養護老人ホーム等への入所措置に関する事務

(2) 南相馬市の在宅サービス

- 1：紙おむつ・介護用品助成事業
- 2：緊急通報装置貸与事業

3 被災施設の復旧、事業再開への支援

市内の高齢者施設については、現在、多くの施設が事業を再開しているものの、介護職員等の不足が課題となっており、本格的な事業再開に至っていない状況が続いています。

また、津波被害を受けた原町区の施設では、事業再開に向けた取り組みを進めており、早期の復旧が望まれています。一方、原発事故により避難指示解除準備区域に設定された小高区内の施設では、未だ事業再開の目処がたっていない状況となっています。

これらのことから、市は事業者や県と連携を取りながら、事業の再開に向けた支援を行っていきます。

○入所施設の被災状況

施設種別	被災施設数	備考
特別養護老人ホーム	1	避難指示解除準備区域
介護老人保健施設	1	津波被害
認知症高齢者グループホーム	2	津波被害1、避難指示解除準備区域1

(1)小高区内施設への再開支援

本市小高区には、震災前に10の事業所がありましたが、原発事故による避難指示が継続しており小高区内での事業を行っていません。平成28年4月に見込まれる避難指示解除に向けた事業の再開支援を行ってまいります。

①小高区の施設・事業所の状況（平成26年12月末日現在）

【完全休止・廃止の施設・事業所】

	種別	事業所数	現在の状況
1	特別養護老人ホーム	1	休止中
2	介護療養型医療施設	1	休止中
3	訪問介護事業所	1	H25.10.1 鹿島区事業所とともに原町区事業所と統合
4	訪問看護事業所	1	H26.4.1 廃止
5	居宅介護支援事業所	2	1事業所は廃止 1事業所は休止中

【原町区・鹿島区の仮設事業所等で運営している施設・事業所】

	種別	事業所数	現在の状況
1	グループホーム	1	18床中9床を鹿島区の仮設事業所で運営
2	居宅介護支援事業所	1	原町区で運営
3	通所介護	2	2事業所とも鹿島区の仮設事業所で運営

(2) 津波被災施設への再開支援

原町区渋佐地区にあった介護老人保健施設及びグループホームについては、津波により甚大な被害を受け、今なお再開に至っていません。

現在は、市内他地区に移転再築のうえ再開を目指すこととして手続きを進めており、市としてもできる限りの支援をしていきます。

第Ⅲ部 介護保険事業計画

「第Ⅲ部 介護保険事業計画」においては、現在、南相馬市高齢者福祉計画策定のため、介護保険サービスに対する市民ニーズなどについて、前述計画の基本的な考え方を基に推計作業を行っています。

介護保険事業計画では、以下の内容を掲載する予定です。

第1章 要支援・要介護認定者等の推計

- 1 高齢者数・被保険者数の推計
- 2 要支援・要介護認定者数の推計

第2章 介護サービス見込量

- 1 居宅系サービスの充実
- 2 施設サービスの充実

第3章 介護保険事業費

- 1 介護サービス給付費の見込み
- 2 介護サービス事業費の見込み